訪　問　看　護

活用ガイド

2016 年版

一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション協議会

目　　次

Ⅰ　訪問看護とは ―――――― １

Ⅱ　訪問看護のしくみ ―――――― ４

Ⅲ　訪問看護指示書について ―――― ９

Ⅳ　費用 ―――――――――― １３

Ⅴ　資料 ―――――――――― ２１

Ⅵ　県内の訪問看護ステーション紹介 ―― ３１

Ⅰ　訪問看護とは…

１．訪問看護とは？

病気や障害があっても、住み慣れたご自宅で自由に生活したい。そんな皆様の思いを、看護の側面から支援するサービスが訪問看護です。

ご本人とご家族が安心して毎日を過ごせるよう、医師との連携・健康状態の管理とサポート、在宅療養をより快適にするためのアドバイス・緊急時の対応・看取りの支援など、さまざまな支援を致します。歯科医師や薬剤師、理学療法士、ケアマネジャーなどの他職種とも連携し、状況に応じて他の在宅サービスとの連携・状況に応じた各種サービスの提案を致します。

２．訪問看護を実施しているところは？

★　訪問看護ステーションが行う訪問看護

★　医療機関（病院・診療所）が行う訪問看護

★　民間企業が行う訪問看護

３．訪問看護は保険の種類によって利用方法が違うの？

★　介護保険による訪問看護

要介護・要支援と認定された方は介護保険で利用できます。

★　医療保険による訪問看護

病気やけが等により、居宅で継続して療養をされる方（要介護者等以外）は医療保険で利用できます。

４．どんな人が訪問看護を受けられるの?

主治医（かかりつけ医）が訪問看護が必要であると認めた乳幼児、妊産婦、褥婦から高齢者まで、全ての人が訪問看護を受けることができます。

病気の再発防止やリハビリなど第三次予防が必要な人から、在宅療養する障がい者と生活自立困難者とその家族、在宅で医療機器を使っている人、末期状態にある人など、看護と介護を必要とする人全ての人が対象になります。

5．訪問看護にはどんなサービスがあるの？

訪問看護ステーションでは主に次のようなサービスを提供します。

① 病状や健康状態の管理と看護

★定期的な病状観察により、健康管理と共に変化を早期に発見できます。

★主治医との連携により、病状変化に速やかに対応でき重症化を予防できます。

② 医療処置・治療上の看護

★退院直後に利用することで、介護者が行う医療処置の手技や管理方法の確認ができ、安全に生活するための医療環境を整えることができます。

★必要な医療処置・医療的管理・セルフケアの指導を実施できます。

★人工呼吸器・在宅酸素・IVH など複雑な機器を定期的に管理し、医師や医療機関との連携により異常時や緊急時の対応が可能です。

③ リハビリテーション看護

★運動機能回復の可能性を判断しつつ、日常生活が自立するためのケアを提供します。

★リハビリテーション導入の提案と共に、PT・OT・ST と連携し、リハビリテーションを継続的に実施できます。

★福祉用具導入の判断・利用効果の見極め・評価ができます。

④ 家族の相談と支援

★家族の介護状況や健康状態にも配慮し、生活全体を考えた介護指導、精神的な支援ができます。

★初めて介護を担う方でも、上手に介護できるように支援します。

★24 時間の連絡、または対応体制の届け出をしている訪問看護ステーションでは、夜間休日でも電話での相談や必要に応じて訪問看護の実施ができ、利用者や介護者を支援します。

★看護師の視点から利用者の状況変化を把握し、ケアマネジャーへ報告できるので、サービス見直しの時期を逃さず、再アセスメントの時期を掴みやすくなります。

⑤ 療養環境の調整と支援

★心疾患・呼吸器疾患の利用者の入浴介助など、全身状態の変化に応じた清潔ケアができます。

★便秘や下痢の時の処置や指導により、排便コントロールの支援ができます。

★糖尿病、心・腎障害、低栄養状態など、栄養管理が必要な利用者への指導により、悪化や合併症の予防ができます。

★薬の飲みすぎ・間違いなどを早期発見すると共に、自己管理できるように工夫し、病気の悪化を予防し病状の安定が得られます。

⑥　認知症と精神障害の看護

★認知症の利用者家族が病気を理解し適切に介護できるよう、指導・支援することで、安定したケア体制を築くことできます。

★認知症等により薬が正しく服用できない利用者に対して服薬管理を行うことで、病気の悪化を予防し、病状の安定が得られます。

⑦　ターミナルケア

★利用者や家族が望む生き方を全うできるように支援します。

★医療ニーズが高くなると共に介護者へのサポートが重要になる終末期において、主治医を中心としたケアチームの中で看護の専門性を発揮できます。

⇒予後予測に基づいて、段階的に利用者や家族に看取りの準備教育をします。

⇒苦痛を最小限にするケアを提供します。

（痛みの緩和・便秘対応・褥瘡予防・経口摂取困難への対応・安楽な介護方法等）

⇒家族への精神的支援やグリーフケア（看取りから看取り後のケア）

★主治医と病状に合わせた連絡調整を行い、痛みなどの症状緩和や麻薬等の調整、必要時の医療処置への対応が速やかにできます。

★24 時間対応体制の届出をしている訪問看護ステーションでは、緊急時の電話相談や必要に応じた訪問看護の実施ができるので、利用者や介護者の安心につながります。

⑧　在宅移行支援

★入院中に医療機関で行った療養指導、生活指導を在宅で継続できます。

⑨　地域の社会資源の活用

★ケアマネジャーへ、福祉用具導入の判断・利用効果などを評価・提案し、再アセスメントやサービスの見直しができます。

Ⅱ　訪問看護のしくみ

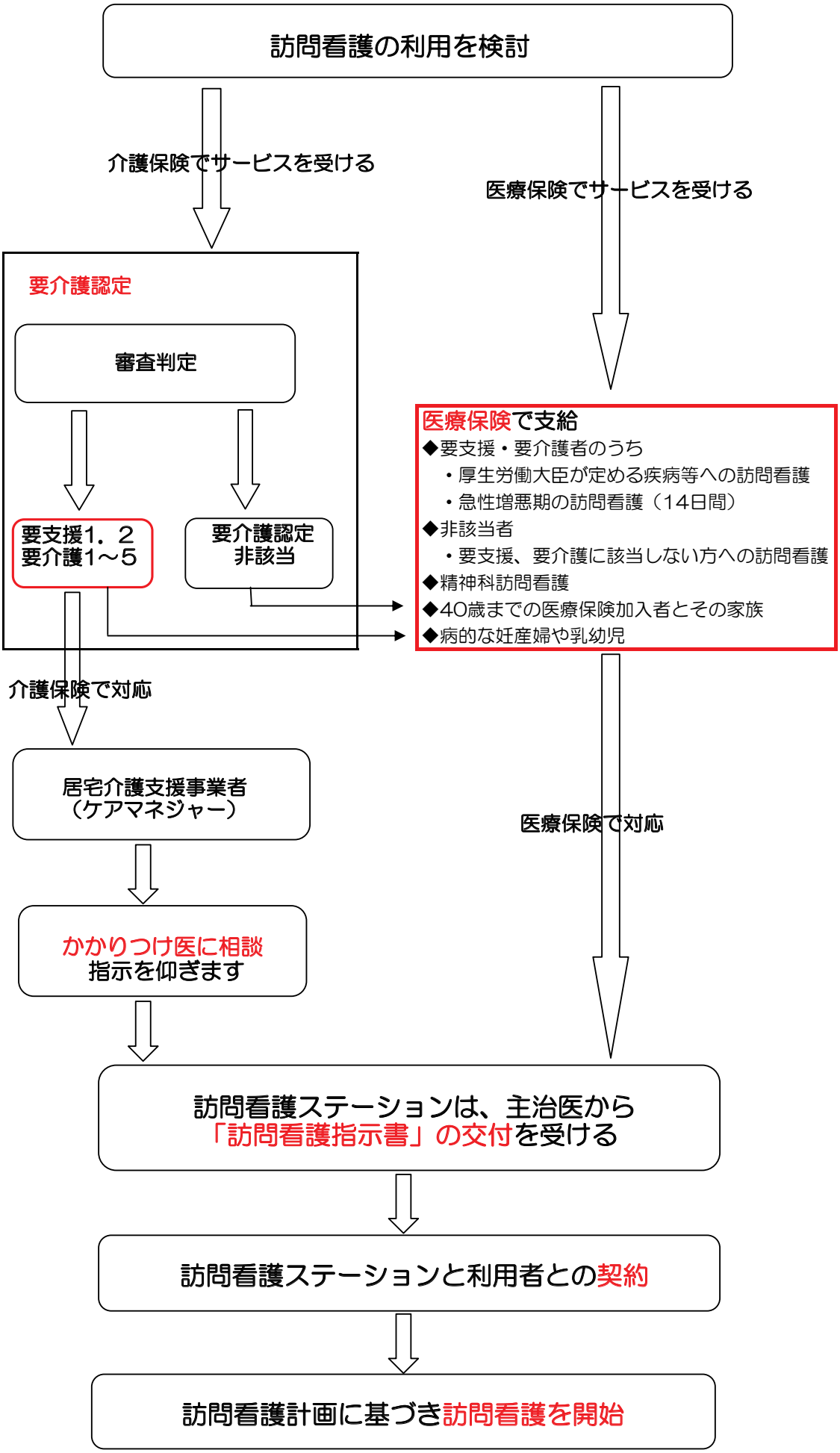
訪問看護の利用を検討
介護保険でサービスを受ける
医療保険でサービスを受ける
要介護認定
審査判定
要支援1．2
要介護1～5
要介護認定
非該当
医療保険で支給
◆要支援・要介護者のうち
・厚生労働大臣が定める疾病等への訪問看護
・急性増悪期の訪問看護（14日間）
◆非該当者
・要支援、要介護に該当しない方への訪問看護
◆精神科訪問看護
◆40歳までの医療保険加入者とその家族
◆病的な妊産婦や乳幼児
介護保険で対応
居宅介護支援事業者
（ケアマネジャー）
医療保険で対応
かかりつけ医に相談
指示を仰ぎます
訪問看護ステーションは、主治医から
「訪問看護指示書」の交付を受ける
訪問看護ステーションと利用者との契約
訪問看護計画に基づき訪問看護を開始

介護保険と医療保険どちらを使うの？

※　矢印に沿って確認して下さい.

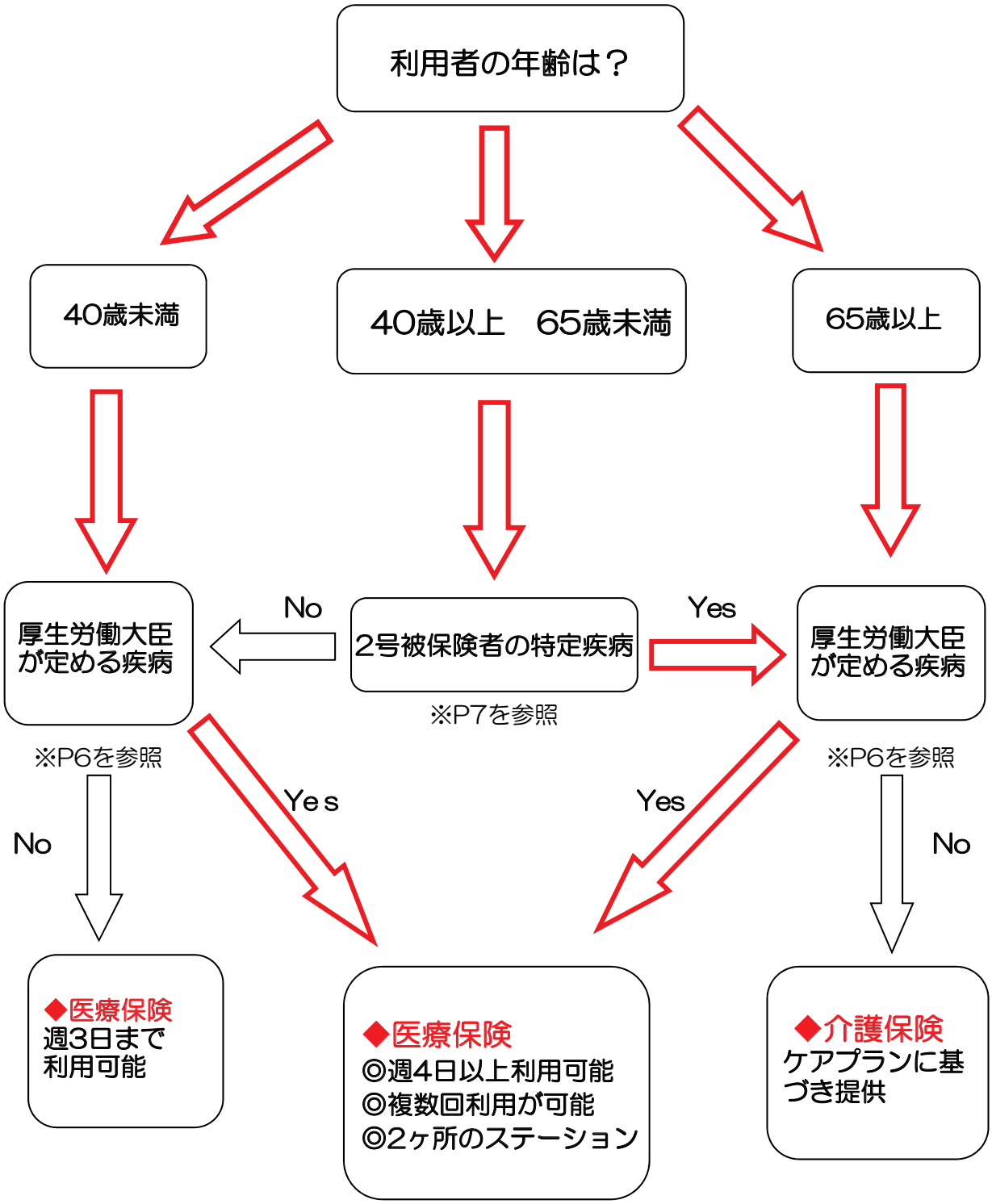

要介護者等の場合で、訪問看護が医療保険の扱いになるのは？

★介護保険の要支援や要介護者でも下記の場合は、訪問看護は医療保険での扱いになります。
★訪問看護指示書に、下記の疾病や状態が記載されている必要があります。
★通常、医療保険による訪問看護は週３日ですが、下記の場合には、週４日以上の訪問や２か所の訪問看護ステーションの利用が可能です。１日の回数制限はありませんが加算費用が異なります。

要介護者等の場合でも、訪問看護が医療保険の扱いになる疾病等
※１．末期の悪性腫瘍 ※２．多発性硬化症 ※３．重症筋無力症 ※４．スモン ※５．筋委縮性側索硬化症 ※６．脊髄小脳変性症 ※７．ハンチントン舞踏病 ※８．進行性筋ジストロフィー症 ※９．パーキンソン病関連疾患 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る） ※10．多系統委縮症 （線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ※１１．プリオン病 ※１２．亜急性硬化性全脳炎 ※１３．ライソゾーム病 ※１４．副腎白質ジストロフィー ※１５．脊髄性筋萎縮症 ※１６．球脊髄性筋萎縮症 ※１７．慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ※１８．後天性免疫不全症候群 ※１９．頸髄損傷 ※２０．人工呼吸器を使用している状態 ２１．急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の<u>特別訪問看護指示の日から 14 日間以内</u> ２２．精神障害者の場合（精神科訪問看護基本療養費を算定） 認知症は除く ２３．入院中の一時的な外泊時

上記の※1～２０は、**厚生労働大臣が定める疾病等（特掲診療科の施設基準等　別表七）**です。

（特掲診療料の施設基準等　別表八） **要介護者等の場合には、訪問看護は介護保険が優先される疾病等**
１．在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 　または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 ２．以下のいずれかを受けている状態にある者 　在宅自己腹膜灌流指導管理 　在宅血液透析指導管理 　在宅酸素療法指導管理 　在宅中心静脈栄養法指導管理 　在宅成分栄養経管栄養法指導管理 　在宅自己導尿指導管理 　在宅人工呼吸指導管理 　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 　在宅自己疼痛管理指導管理 　在宅肺高血圧症患者指導管理 ３．人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 ４．在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※上記は特別管理加算の対象者です。

特定疾病（介護保険法施行令第２条）

40 歳以上 65 歳未満（第２号被保険者）でも要介護認定によって介護保険が利用できる疾患

１．がん　（末期） ２．関節リウマチ ３．筋委縮性側索硬化症 ４．後縦靭帯骨化症 ５．骨折を伴う骨粗鬆症 ６．初老期における認知症 ７．進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ８．脊髄小脳変性症 ９．脊柱管狭窄症 10．早老症 11．多系統萎縮症 12．糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13．脳血管疾患 14．閉塞性動脈硬化症 15．慢性閉塞性肺疾患 16．両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

施設と訪問看護利用適応

高齢者入所施設種類		入所対象者と施設の概要			訪問看護利用			備考
					利用可否	保険	契約	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	在宅生活が困難な要介護３以上の要介護者を対象に療養上のケアやリハビリを受け、自立を目指す施設。 入所期間：無制限			△	医療	個人	末期の悪性腫瘍のみ
	介護老人保健施設	病状の安定した状態で、常勤医の医学的管理のもと機能訓練や介護を受け、在宅への復帰を目指す施設。 入所期間：３ヶ月			×			
	指定介護療養型医療施設	入院治療は必要としないが継続的に医療サービスを受ける必要のある高齢者が対象で、介護に重点を置いた施設。通常入所期間：６ヶ月			×			
軽費老人ホーム	Ａ型	身寄りのない、あるいは家族との生活が困難な６０歳以上の高齢者が対象で、食事の提供がある。			○	介護 医療	個人	
	Ｂ型	Ａ型と同様で、自炊できる状態の人が対象			○	介護 医療	個人	
	ケアハウス	家庭環境、住宅事情などの理由により、在宅生活困難な高齢者が対象で、居住機能と福祉機能を併せ持った施設。	特定施設指定	あり	△	医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
				なし	○	介護 医療	個人	
有料老人ホーム	健康型	介護不要の自立生活者のみを対象とした施設			○	介護 医療	個人	
	住宅型	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設で外部サービスが受けられる。			○	介護 医療	個人	
	介護付	都道府県から『特定施設入居者生活介護』に指定された高齢者向けの居住施設。24時間体制で介護スタッフが常駐し、サービスを受けることができる。	一般型		△	医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
			外部サービス利用型		○	介護	施設	
						医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
養護老人ホーム		身の回りのことができる６５歳以上の高齢者で在宅生活困難者が対象である。			○	介護 医療	個人	
サービス付高齢者向住宅		高齢者が安心・円滑に入居できる賃貸住宅で安否確認や生活支援サービスを受けることができる。	特定施設指定	あり	△	医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
				なし	○	介護 医療	個人	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		５～９人の１ユニットとし（最大２ユニットまで）要支援２以上の認知症高齢者がスタッフの介護の下共同生活を行う地域密着型の介護施設。			△	介護	施設	施設が医療連携体制加算を算定
						医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
小規模多機能型居宅介護		利用者の選択に応じて、施設への「通い」や短期間の「宿泊」「訪問」を組み合わせ、自立した生活を目指す。			△ （宿泊時）	介護	施設	
						医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
短期入所生活介護施設		併設型と単独型があり、介護者の疾病や冠婚葬祭、旅行などの理由で一時入所させるショートステイ施設。			△	介護	施設	施設が在宅中重度者受け入れ加算を算定
						医療	個人	末期の悪性腫瘍のみ
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）		介護支援機能、居住機能及び地域住民との交流機能等を提供する施設。			○	介護 医療	個人	

Ⅲ　訪問看護指示書について

訪問看護指示書の種類と留意点

１．訪問看護指示書　（P11 参照）

★通常使用される訪問看護指示書です。

★主治医は訪問看護ステーションに、訪問看護指示書の原本を交付します。

★指示期間は、最長６ヶ月までです。記載がない場合の指示期間は１ケ月です。

★訪問看護指示書交付の際、月１回主治医は300点を算定できます。

★2ヶ所以上の訪問看護ステーションから訪問看護を提供する場合は、それぞれの訪問看護ステーションに指示書を交付することになっています。（算定は１回のみ）

２．特別訪問看護指示書（P12 参照）

★利用者の急性増悪などにより、頻回の訪問看護が必要になった場合に交付します。

⇒　介護保険対象の利用者の場合、医療保険による訪問看護に切り替わります。

★特別訪問看護指示書による訪問看護は、上記の「訪問看護指示書」が交付されていることが前提条件となります。

★特別訪問看護指示書の交付は原則月１回で、主治医は100点を算定できます。但し、「気管カニューレを使用している状態にある者」「真皮を越える褥瘡の状態にある者」については、月２回まで交付できます。

★指示期間は、14日までです。月をまたいでもかまいません。

★急性増悪の症状が改善し、指示期間を訂正して頂いた場合、訪問看護は介護保険対応に戻ります。

３．在宅患者訪問点滴注射指示書

★週３回以上の点滴注射を行う必要を認め、訪問看護ステーションに対して指示を行う場合に交付します。

★患者１人につき週１回（指示期間７日以内）に限り、月に何回でも交付できます。

★週３回以上の点滴を実施した場合、在宅患者訪問点滴注射管理料として主治医は１００点を、３日目の日に算定できます。

★持続点滴の場合、指示書は不要です。

４．精神科訪問看護指示書

★精神科を標榜する保険医療機関の精神科を担当する主治医が交付でき、月１回主治医は300点を算定できます。

★精神科訪問看護指示書を交付した場合は、訪問看護指示書は必要ありません。

訪問看護指示書を交付するにあたっての連携上の留意点

１．ケアマネジャーとの連携

介護保険における居宅サービス計画（ケアプラン）の中に医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ）を位置づける場合には、ケアマネジャーは利用者・家族の同意を得て、主治医に意見を求めることになっています。

２．入院中から医療機関と連携する場合の訪問看護指示書

入院中または介護老人保健施設に入所中で、退院・退所後に訪問看護を受けようとする利用者・家族と入院施設の医師等が退院後の在宅療養についての指導を入院（入所）施設で行った場合に「退院時共同指導加算」の算定ができます。その際にも訪問看護指示書が必要です。

３．外泊中の入院患者に対する訪問看護

退院後に訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅療養に備えて一時的に外泊する際、訪問看護の利用が可能です。要支援・要介護者であっても、入院期間の外泊中の訪問看護は医療保険での算定です。

入院中１回限りの利用ですが、がんの末期・神経難病等、厚生労働大臣の定める疾患や特別管理加算の対象者は、入院中２回まで利用できます。

４．複数の医療機関を受診している場合

★利用者が複数の医療機関を受診している場合、利用者に対して主として診療を行う医師が「主治医」として訪問看護指示書を交付するのが原則です。

※訪問看護指示書を交付する医師は１人です。

★複数の医療機関を受診している場合には、主治医である医師が他の医師の指示を集約して訪問看護指示書に記載します。　※診療情報提供書の活用が推奨されています。

★特別訪問看護指示書は、通常の訪問看護指示書を交付している医師が交付します。

５．主治医の皆様へ

★在宅で医療機器の管理をする場合には、主治医が「該当する指導管理料」を算定できます。

在宅療養指導管理料等を算定していない場合であって、必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料を提供した場合、訪問看護指示料を算定した月のみ、衛生材料等提供加算として、80 点を加算することができます。

訪問看護指示書を記入する際の注意点

表示期間:1ヶ月～6ヶ月
未記入の場合:1ヶ月と判断
点滴の指示期間:1週間

訪　問　看　護　指　示　書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間（平成28年 4月 1日 ～ 平成28年9月30日）
点滴注射指示期間（平成28年 4月 1日 ～ 平成28年4月 8日）

患者氏名	○○○○○	生年月日　明・大・昭・平　○年○月○日	（○○歳）
患者住所	○○○　○○○　○○○○	電話　（○○○）○○○ー○○○○	
主たる傷病名	(1)　(2)　(3) ここに書かれる傷病名により、介護保険の対象か医療保険の対象かの判断基準になります。		
現在の状況（該当項目に○等） 病状・治療状態			
投与中の薬剤の用量・用法	1.　2. 3.　4. 5.　6.		
日常生活自立度	寝たきり度	J1 ・ J2 ・ A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 ・ C1 ・ C2	
	認知症の状況	Ⅰ ・ Ⅱa ・ Ⅱb ・ Ⅲa ・ Ⅲb ・ Ⅳ ・ M	
要介護認定の状況	要支援（1　2）　要介護（1　2　3　4　5）		
褥瘡の深さ	DESIGN分類　D3　D4　D5　NPUAP分類　Ⅲ度　Ⅳ度		
装着・使用医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置　2. 透析液供給装置　3. 酸素療法（　l/min） 4. 吸引器　5. 中心静脈栄養　6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養　（経鼻・胃瘻：サイズ　、　日に1回交換） 8. 留置カテーテル（部位:　サイズ　、　日に1回交換） 9. 人工呼吸器　（陽圧式・陰圧式:設定　○をつけた時には（ ）内は必ず記入して下さい。 10. 気管カニューレ（サイズ　） 11. 人工肛門　12. 人工膀胱　13. その他（　）		

留意事項及び指示事項

Ⅰ　療養生活指導上の留意事項

Ⅱ　1. リハビリテーション
　　2. 褥瘡の処置等
　　3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理
　　4. その他

①看護師が行う「診療の補助」行為については、具体的な指示を記載して下さい。
②褥瘡処置の場合は、深さの分類に○を付けて下さい。

在宅患者訪問点滴注射に関する指示（投与薬剤・投与量・投与方法等）

緊急時の連絡先
不在時の対応法

特記すべき留意事項（注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。）

他の訪問看護ステーションへの指示　複数の訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付している場合に記入して下さい。
（無　有:指定訪問看護ステーション名

たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示
（無　有:訪問介護事業所名

上記のとおり、指示いたします

指示期間開始より以前の日付を記入して下さい。

平成28年　3月　30日

医療機関名
住所
電話
（FAX　.　）
医師氏名　　印

事業所　　殿

特別訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書

特別指示期間:2 週間
点滴の指示期間:1週間

特別看護指示期間（平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 7 月 14 日）

点滴注射指示期間（平成 28　年 7 月 1 日～平成 28　年 7 月 7 日）

患者氏名	○○○○○	生年月日	明・大・昭・平　○ 年 ○ 月 ○ 日 （ ○ 歳）

症状・主訴：

一時的に訪問看護が頻回に必要な理由：

例：○月○日より 39 度台の発熱。湿性咳嗽、痰がらみ出現。
　　脳梗塞後遺症にて、麻痺・拘縮あり、痰の自力核出できないため、
　　頻回の痰の吸引が必要になっています。

留意事項及び指示事項

（注：点滴注射薬の相互作用・副作用についての留意点があれば記載してください。）

訪問看護への指示等を記載してください。

例：頻回の訪問看護が必要です。急変時にはご連絡下さい。

点滴注射指示内容（投与薬剤・投与量・投与方法等）

抗生剤○○○　○ｇ+生食 100ml/日

緊急時の連絡先等

090-○×▲△-○×××

上記のとおり指示いたします。　　平成 28　年　7 月　　1 日

医療機関名

電　　話

（ＦＡＸ.）

医 師 氏 名　　印

事業所　　殿

Ⅳ　費　用

①　訪問看護費　　（介護保険）　　P13

②　訪問看護療養費（医療保険）　　P15

③　在宅医療における診療報酬　　P17

④　在宅療養指導管理料　一覧　　P19

⑤　在宅療養指導管理材料加算一覧　P20

Ⅳ　費用

① 訪問看護費　　介護保険

平成27年4月1日改定

<table>
<tr><th colspan="3">介護保険</th><th>サービス内容略称</th><th>単位数</th></tr>
<tr><td rowspan="10">訪問看護費</td><td colspan="2">20分未満　※1</td><td>訪問看護　Ⅰ　1</td><td>310</td></tr>
<tr><td colspan="2">30分未満</td><td>訪問看護　Ⅰ　2</td><td>463</td></tr>
<tr><td colspan="2">30分以上1時間未満</td><td>訪問看護　Ⅰ　3</td><td>814</td></tr>
<tr><td colspan="2">1時間以上1時間半未満</td><td>訪問看護　Ⅰ　4</td><td>1,117</td></tr>
<tr><td>理学療法士</td><td>一回（20分）につき</td><td>訪問看護　Ⅰ　5</td><td>302</td></tr>
<tr><td>作業療法士</td><td rowspan="2">1日に2回を超えて実施する場合90/100
※2</td><td rowspan="2">訪問看護Ⅰ 5・2超</td><td rowspan="2">272</td></tr>
<tr><td>言語療法士</td></tr>
<tr><td colspan="4">★早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増
深夜（午後10時～午前6時）は50%増
但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者にのみ2回目以降加算される。
★准看護師の訪問の場合、所定単位数の90%で算定
★以下の利用者の場合は所定単位数の90%で算定する
・指定訪問看護事業所の所在する建物と同一敷地内、若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者
・指定訪問看護事業所と同一建物内に居住する利用者
・1月あたりの利用者が同一の建物内に20人以上居住する建物の利用者</td></tr>
<tr><td colspan="3">定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行った場合（1月につき）※3</td><td>2,935</td></tr>
<tr><td rowspan="12">加算</td><td>緊急時訪問看護加算（月1回）</td><td rowspan="3">区分支給限度基準額の算定対象外</td><td>緊急時訪問看護加算　1</td><td>540</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別管理加算（月1回）　※4</td><td>特別管理加算　Ⅰ</td><td>500</td></tr>
<tr><td>特別管理加算　Ⅱ</td><td>250</td></tr>
<tr><td>ターミナルケア加算（適応時）※5</td><td>ターミナルケア加算</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">長時間訪問看護加算（1回につき）　※6</td><td>長時間訪問看護加算</td><td>300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複数名訪問加算（1回につき）※7</td><td>30分未満</td><td rowspan="2">複数名訪問加算</td><td>254</td></tr>
<tr><td>30分以上</td><td>402</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス提供体制強化加算（1回につき）　※8</td><td>サービス提供体制強化加算</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス提供体制強化加算（1月につき）　※8
＊定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して
訪問看護を行った場合</td><td>サービス提供体制強化加算</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="2">看護体制強化加算（1月につき）　　※9</td><td>看護体制強化加算</td><td>300</td></tr>
<tr><td colspan="2">退院時共同指導加算　※10
初回訪問時1回　　特別な管理を要する者である場合2回まで</td><td>退院時共同指導加算</td><td>600</td></tr>
<tr><td colspan="2">初回加算　※11</td><td>初回加算</td><td>300</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別地域訪問看護加算　※12</td><td></td><td>単位数の15%</td></tr>
<tr><td colspan="2">中山間地域等にある小規模事業所の加算　※13</td><td></td><td>単位数の10%</td></tr>
<tr><td colspan="2">中山間地域等への訪問看護提供加算　※14</td><td></td><td>単位数の5%</td></tr>
<tr><td colspan="2">看護・介護職員連携強化加算　※15</td><td>介護連携強化加算</td><td>250</td></tr>
</table>

※1　利用者に対し週に1回以上20分以上の訪問看護を実施し、かつ、必要に応じ24時間訪問看護できる体制を整備している

※2　1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数を算定する
　1週間に6回を限度に算定する

※3・緊急時訪問看護加算の要件を満たしていること
・准看護師が訪問看護を行った場合は所定点数100分の98に相当する単位数を算定する
・要介護5の利用者に対しては1月に800単位を所定点数に加算する
・1人の利用者に対し、1つの指定訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合は別の指定訪問看護事業所は当該訪問看護費は算定しない
・月の途中で特別指示書が交付された場合や末期の悪性腫瘍または厚生労働大臣が定める疾患となった場合はその日数に応じて減算となる

※4　特別な管理を必要とする利用者（P21参照）に計画的な管理を行った場合で、状態により区分する

・特別管理加算Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置ｶﾃｰﾃﾙ等を使用している状態
・特別管理加算Ⅱ：在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態

※5　在宅で死亡した利用者について、下記の基準に適合し、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上（同期間医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は、1日以上）ターミナルケアを行った場合
（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて訪問看護を行う体制を整備している
・主治医との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及び家族に説明を行い同意を得てターミナルケアを行っている
・ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されている

※6　訪問看護に際し特別な管理を必要とする利用者(P21参照)に対して、1時間～1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合

※7　下記の基準を満たし、利用者や家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合
①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
③その他利用者の状況から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

※8　下記の基準に適合し、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合
・当該訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとの研修計画を作成し、計画に従い研修（外部含む）を実施又は実施を予定している
・利用に関する情報やサービス提供にあたって、留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する
・当該訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断を定期的に実施する
・当該訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の割合が3割以上である

※9　下記のいずれの基準にも適合し、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が訪問看護の提供体制を強化した場合
・算定日が属する月の前３ヵ月において指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50％以上であること
・算定日が属する月の前3ヵ月において、指定訪問看護事業所の利用者の総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が３０％以上であること
・算定日が属する月の前12ヵ月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること（介護予防は除く）

※10　病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中のものに対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合

※11　新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し訪問看護を行った場合（利用者が過去２月間（暦月）において当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合で新たに看護計画を作成した場合に算定）
ただし、退院時共同指導加算を算定した時は算定できない

※12　過疎地等に所在する訪問看護ステーションは、所定単位数の15％を加算する（P29～30参照）

※13　小規模事業者が要件を満たす場合所定単位数の10％の加算を行う（P29～30参照）

※14　中山間地域等の一定の地域に居住する者に対し、通常の実施地域を越えて訪問看護を行った場合所定単位数の5％の加算を行う（P28参照）

※15　介護事業所と連携し、痰吸引等が必要な利用者の計画作成や介護職員に対し助言等の支援を行った場合

■　**居宅療養管理指導**

看護職員居宅療養指導	同一建物居住者以外	402単位
	同一建物同一日	362単位

★　准看護師は100分の90単位
★　居宅療養管理指導は、区分支給限度額対象外

〇要介護新規認定・更新認定後の居宅サービスの提供開始から２カ月の間に1回を限度に算定
〇訪問療養・訪問看護等を利用している場合は算定不可

②訪問看護療養費　医療保険

平成28年4月1日改定

（単位：円）

医療保険			料金	利用者負担額 1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ　（1日につき）※1		週3日目まで	5,550	560	1,110	1,670
		週4日目以降	6,550	660	1,310	1,970
基本療養費Ⅱ（1日につき）※2	同一日に2人	週3日目まで	5,550	560	1,110	1,670
		週4日目以降	6,550	660	1,310	1,970
	同一日に3人以上	週3日目まで	2,780	280	560	830
		週4日目以降	3,280	330	660	990
基本療養費Ⅲ　（1日につき）※3		入院中1回または2回	8,500	850	1,700	2,550
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日目まで３０分未満	4,250	430	850	1,280
		週3日目まで３０分以上	5,550	560	1,110	1,670
		週4日目以降３０分未満	5,100	510	1,020	1,530
		週4日目以降３０分以上	6,550	660	1,310	1,970
精神科訪問看護基本療養費Ⅱ		週３日を限度	1,600	160	320	480
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	同一日に2人	週3日目まで３０分未満	4,250	430	850	1,280
		週3日目まで３０分以上	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降３０分未満	5,100	510	1,020	1,530
		週4日目以降30分以上	6,550	660	1,310	1,970
	同一日に3人以上	週3日目まで３０分未満	2,130	210	430	640
		週3日目まで３０分以上	2,780	280	560	830
		週4日目以降３０分未満	2,550	260	510	770
		週4日目以降30分以上	3,280	330	660	980
訪問看護療養費（Ⅰ・Ⅱ） 癌・褥瘡専門訪問看護料		月１回限り　※4	12,850	1,290	2,570	3,860
管理療養費（1日につき）	月の初回の訪問日	イ機能強化型訪問看護管理療養費1　★1	12,400	1,240	2,480	3,720
		ロ機能強化型訪問看護管理療養費2　★2	9,400	940	1,880	2,820
		機能強化型以外	7,400	740	1,480	2,220
	2日目以降　訪問１日につき		2,980	300	600	900
加算	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
		１日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	精神科複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	精神科複数回訪問加算	１日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	緊急訪問看護加算（1日につき）　※5		2,650	270	530	800
	長時間訪問看護加算（週1回まで）　※6		5,200	520	1,040	1,560
	24時間連絡体制加算（月1回）　※7		2,500	250	500	750
	24時間対応体制加算（月1回）　※8		5,400	540	1,080	1,620
	特別管理加算（月1回）　※9	Ⅰ	5,000	500	1,000	1,500
		Ⅱ	2,500	250	500	750
	退院時共同指導加算(特別の関係算定不可）※10		6,000	600	1,200	1,800
	特別管理指導加算（特別管理加算の対象者の場合退院時共同指導加算に上乗せ）		2,000	200	400	600
	退院支援指導加算　※11		6,000	600	1,200	1,800
	在宅患者連携指導加算※12		3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算　※13		2,000	200	400	600
	複数名訪問看護加算（1日につき）※14	看護師、療法士等	4,300	430	860	1,290
		准看護師	3,800	380	760	1,140
		看護補助者	3,000	300	600	900
加算	早朝・夜間加算（1日につき）※15		2,100	210	420	630
	深夜加算（1日につき）※15		4,200	420	840	1,260
	乳幼児・幼児加算（1日につき）　※16		500	50	100	150
	精神科重症患者早期集中支援管理連携加算（月1回6月以内）★3		6,400	640	1,280	1,920
情報提供療養費（月1回）			1,500	150	300	450
ターミナルケア療養費　※17			20,000	2,000	4,000	6,000
差額費用	長時間（90分）以上の超過料金、休日料金				ステーションの自由設定	
実費費用	交通費、日常生活に必要な物品、指定訪問看護と連続して行われる死後の処置					

准看護師による場合の費用は不掲載

※1：一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費、基準告示第2の1に規定する疾病の利用者は週4日以上算定可

※2：同一建物居住者への訪問看護に対する療養費、基準告示第2の1に規定する疾病の利用者は週4日以上算定可

※3：入院中試験外泊時の訪問が必要と認められた場合、原則入院中1回限り算定可

厚生労働大臣の定める疾病や特別管理加算の対象者等は、2回まで算定可

※4：一定要件を満たした悪性腫瘍・褥瘡のある利用者に対し、専門性の高い看護師と同一日に訪問した場合

訪問看護管理療養費は算定不可

※5：主治医の指示により、定期訪問看護以外に訪問看護を実施した場合　算定要件詳細にあり、確認要

※6：週１回を限度　15歳未満の超・準重症児等に対しては週３回まで算定可

※7：電話により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制を届け出て本人家族に同意を得ている場合

※8：※7の体制に加え、必要に応じ緊急時訪問看護を実施できる体制を届け出て利用者家族に同意を得ている場合

※9：特別な管理を必要とする利用者（P21参照）に常時対応できる体制を届け出て、計画的な管理を行う場合

※10：退院後訪問看護を受けようとする患者に対し、入院中に退院後の療養上必要な指導を行ない、その文書を提供

した場合に退院日の翌日以降の初日に算定。但し、特別な関係にある医療機関とでは算定できない

※11　基準告示第２の１に該当、又は退院当日の訪問看護が必要であると認められた利用者に対し、

退院日に当該保険医療機関以外で必要な指導をした場合に、実施日1回に限り算定可

※12：利用者又は家族の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等で共有された情報を踏まえ指導した場合、

月1回に限り算定できるが、特別の関係にある医療機関とでは算定できない

※13：利用者の急変や診療方針の変更等の際、関係する医療関係職種等が原則患家で一堂に会し カンファレンス

を行った場合で月2回まで算定できるが、特別の関係にある関係者のみとの カンファレンスは算定できない

※14：看護職員が他の職員と同時に訪問看護を行った場合

※15：早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）深夜（22時～6時）とする

※16：3歳未満又は3歳以上6歳未満の利用者に対し訪問看護を実施した場合

※17：主治医の指示により利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を実施し、かつ 訪問看護

におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者と家族等に対して説明した上で同ケアを行った場合

★１：機能強化型訪問看護管理療養費1の算定要件を満たしている場合

★２：機能強化型訪問看護管理療養費2の算定要件を満たしている場合

★３：精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する主治医が所属する医療機関と連携、医療機関職員と会議、

支援計画策定の場合

精神科訪問看護療養費・24時間対応の届け出をしている場合

③　在宅医療における診療報酬

平成28年4月1日改定
（単位：点）

診療報酬項目 ＼ 医療機関種別					機能強化型（P参照） 在支診・在支病（有床）	機能強化型（P参照） 在支診・在支病（無床）	現行 在支診・在支病	在宅支援以外の医療機関
診療・指導料	往診料	基本料			720	720	720	720
		緊急往診加算※1			850	750	650	325
		夜間又は休日往診加算※2			1,700	1,500	1300	650
		深夜往診加算※3			2,700	2,500	2300	1300
		診療時間加算※4			100	100	100	100
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算※5			100	100		
		在宅療養実績加算１※6					75	
		在宅療養実績加算２※6					50	
	在宅患者訪問診療（1日につき）	基本料※7	同一建物居住者以外		833	833	833	833
			同一建物居住者		203	203	203	203
		乳幼児、幼児加算※8			400	400	400	400
		診療時間加算			100	100	100	100
		在宅ターミナルケア加算※9			6,000	5,000	4,000	3,000
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算※5			1,000	1,000		
		在宅療養実績加算１※6					750	
		在宅療養実績加算２※6					500	
		在宅看取り加算※10			3,000	3,000	3,000	3,000
		在宅死亡診断加算※11			200	200	200	200
	在宅時医学総合管理料（月1回）	単一建物診療患者の人数	1人	2回以上	重症患者※12	5,400	5,000	4,600	3,450
					上記以外	4,600	4,200	3,800	2,850
				1回		2,760	2,520	2,280	1,710
			2～9人	2回以上	重症患者	4,500	4,140	3,780	2,835
					上記以外	2,500	2,300	2,100	1,575
				1回		1,500	1,380	1,260	945
			10人以上	2回以上	重症患者	2,880	2,640	2,400	1,800
					上記以外	1,300	1,200	1,100	850
				1回		780	720	660	510
		在宅移行早期加算※13				100	100	100	100
		処方箋を交付しない場合の加算				300	300	300	300
		頻回訪問加算※14				600	600	600	600
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算				※15			
		在宅療養実績加算１						※16	
		在宅療養実績加算２						※17	
	在宅がん医療総合診療料（1日につき）	院外処方せん				1,800	1,650	1,495	
		院内投与				2,000	1,850	1,685	
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算				150	150		
		在宅療養実績加算１						110	
		在宅療養実績加算２						75	
	救急搬送診療料※18					1,300	1,300	1300	1300
	在宅患者訪問点滴注射管理指導料（週1回）※19					100	100	100	100
	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理		同一建物居住者以外			300	300	300	300
			同一建物居住者			255	255	255	255
	訪問看護指示料（月1回）					300	300	300	300
	特別訪問看護指示加算					100	100	100	100
	衛生材料等提供加算※20					80	80	80	80
	介護職員等喀痰吸引等指示料（3月に1回）※21					240	240	240	240
	在宅患者緊急時ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ料　※22					200	200	200	
在宅療養指導管理料　（P19参照）									
在宅療養指導管理材料加算　（P20参照）									
薬　材　料	初診、再診又は在宅医療において患者の診療を担う医師の指示に基づき当該医師の診療日以外の日に、訪問看護ステーション等の看護師等が患者に対して点滴又は処置など実施した場合は、当該保険医療機関において、点滴又は処置に用いた薬剤および特定保険医療材料の費用を算定できる。								
特定保険医療材料料									
実費費用	交通費								

注　在宅療養支援診療所＝在支診　　在宅療養支援病院＝在支病　（P25参照）

※1　緊急往診は概ね午前8時から午後18時までの標榜診療時間内に緊急に行う往診の際に算定する

※2　夜間：深夜をのぞく１８時～翌朝８時など１２時間を標準とし各都道府県にて統一する

※3　深夜：２２時～翌朝６時まで

※4　患家における往診又は訪問診療が１時間を超えた場合、３０分又はその端数を増すごとに加算できる

※5　機能強化型在支診又は在支病で緩和ケア・看取り・緊急往診などに十分な実績を有する要件をみたし届け出た医療機関

※6　機能強化型ではないものの在宅医療に十分な実績を有する要件をそれぞれにみたした在支診・在支病

※7　在宅患者訪問診療料：通院困難な者に、週３回を限度に訪問診療した場合、１日につき１回算定できる

【週4回以上の算定が可能な疾病等】

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋委縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病［ヤール分類ステージ3以上であって生活機能障害Ⅱまたは Ⅲ度のものに限る］）・多系統委縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群）・プリオン病・亜急性硬化性全脳・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋委縮症球脊髄性委縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頚髄損傷人工呼吸器を使用している状態

※8　救急用自動車等に同乗して診療を行った場合に算定。新生児加算（+1500）、乳幼児加算[6歳未満]（+700）30分を超えた時（+700）

※9　在宅での死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上往診又は訪問診療を行った場合

※10　往診又は訪問診療を伴う在宅での看取りに加算

※11　患家において死亡診断を行った場合加算できるが、看取り加算を算定する場合は算定できない

※12　【在宅時医学総合管理料等における重症患者】

①次に掲げる疾患に罹患している患者：

末期の悪性腫瘍・スモン・難病法に規定する指定難病・後天性免疫不全症候群・脊髄損傷・真皮を越える褥瘡

②次のいずれかを行っている状態の患者：

在宅事故連続携行式腹膜灌流・在宅血液透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法・在宅成分栄養経管栄養法
在宅自己導尿・在宅人工呼吸・埋め込み型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理・肺高血圧症であってプロステグランジン製剤を投与・気管切開・気管カニューレを使用・ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用
人工肛門または人工膀胱を設置

※13　退院後に在宅療養を始めた患者に対し、在宅時医学総合管理料の算定から3ヶ月間に限り月1回算定
退院後1年経過すると不可

※14　※12に掲げた重症患者および高度な指導管理を必要とする患者に月4回以上の往診又は訪問診療を行った場合に1回限り加算

※15　基準を満たし届け出のある施設では1人:400点、2～9人:200点、10人以上100点の算定可

※16　基準を満たした届け出のある施設では1人:300点、2～9人:150点、10人以上75点の算定可

※17　基準を満たした届け出のある施設では1人:200点、2～9人:100点、10人以上50点の算定可

※18　患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、同乗して診療を行った場合
新生児（1,500点）又は６歳未満の乳幼児（700点）はそれぞれ加算する
当該診療に要した時間が３０分を超えた場合には、長時間加算として700点加算できる

※19　訪問看護を受けている患者に週3回以上の点滴注射を行う看護師等に対し必要な管理指導を行った場合
患者1人につき週1回算定

※20　訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書を交付した患者のうち、衛生材料及び保険医療材料が必要な者に対して、在宅医療において必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料を提供した場合。在宅療養指導管理料等を算定している場合は当該管理料に包括される

※21　医師の指示の下に行われる行為の必要性を認め患者の同意を得て患者の選定する事業者に、指示書を交付した場合

※22　医師・訪問看護師・ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ等と共同で患家においてｶﾝﾌｧﾚﾝｽを行い、共同で指導を行った場合、月2回算定可

④　在宅療養指導管理料　一覧

（平成28年度改定）

項　目			点　数	要　件
C100	退院前在宅療養指導管理料		120	入院患者の在宅療養に備えた一時的外泊に当たり指導管理を行った場合。乳幼児加算（6歳未満）:+200点
C101	在宅自己注射指導管理料	1　複雑な場合	1,230	間歇注入シリンジポンプを用いてる患者に確認・調整を行った場合
		2　1以外の場合 イ　月27回以下	650	ｲﾝｼｭﾘﾝ等の自己注射を行っている患者に対し指導管理を行った場合
		ロ　月28回以上	750	
		導入初期加算	580	初回指導を行った月から3カ月
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料		820	12歳未満の小児低血糖の患者に対して指導管理を行った場合
C101-3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料		150	妊娠中の糖尿病患者で外来患者に対して周産期における合併症軽減のための適切な指導管理を行った場合
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料		4,000	在宅自己連続携行式腹膜灌流の導入期にあるもの等、頻回に指導管理を行う必要がある場合
	同一月内2回目以降（1回につき）		2,000	
C102-2	在宅血液透析指導管理料		8,000	施設基準適合保険医療機関において指導管理を行った場合
	同一月内2回目以降（1回につき）		2,000	
C103	在宅酸素療法指導管理料	1 ﾁｱﾉｰｾﾞ型先天性心疾患の場合	520	在宅酸素に関する指導管理を行った場合 （血中酸素濃度測定費用含む）
		2 その他の場合	2,400	
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料		3,000	中心静脈栄養法に関する指導管理を行った場合
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 （小児：1,050点）		2,500	経口摂取不能又は困難な者に成分栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合、アミノ酸・ジペプチド・トリペプチドを主な蛋白源としたものを用いた場合。鼻腔栄養の費用は含まれない。
C106	在宅自己導尿指導管理料		1,800	自然排尿困難な者に自己導尿に関する指導管理を行った場合 （カテ費用含む）
C107	在宅人工呼吸指導管理料		2,800	人工呼吸に関する管理指導を行った場合。装置は医療機関が貸与し、回路等の費用も含む。
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料１		2,250	無呼吸症候群の患者に対し持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行った場合、装置は医療機関が貸与し、装置に係る費用は補所定点数に包括
	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料２		250	
C108	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料		1,500	鎮痛療法・化学療法を行っている末期悪性腫瘍患者に対し当該療法に関する指導管理を行った場合 （化学療法は末期でなくても可能）
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料		1,050	創傷処置を行っている寝たきりの患者が対象
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料		1,300	埋込型脳・脊髄刺激装置装着の難治性慢性疼痛の患者に自己疼痛管理に関する指導管理を行った場合 ※導入期加算（術後3カ月）:+140点
	在宅振戦等刺激装着治療指導管理料※		810	
	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料※		810	
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料		1,500	原発性肺高血圧症患者に対しﾌﾟﾛｽﾀｸﾞﾗﾝｼﾞﾝ2製剤の投与等に関する医学管理等を行った場合
C112	在宅気管切開患者指導管理料		900	気管切開患者に対し気管切開に関する指導管理を行った場合
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料		1,000	皮膚科又は形成外科を担当する医師が表皮水泡症又は水泡型先天性魚鱗癬様紅皮症患者に対し指導管理を行った場合
C116	在宅植込型補助人工心臓指導管理料 （非拍動流型）		45,000	施設基準適合保険医療機関において左記を使用している入院中以外の患者に対して、療養上必要な指導をした場合、月1回に限り算定 （モニター・バッテリー・充電器等に係る費用含む）

⑤　在宅療養指導管理材料加算一覧表

区　分			点　数	摘　要
C150	血糖自己測定器加算（3ヵ月に3回まで）	月20回以上	400	Ⅰ型糖尿病を除き、ｲﾝｼｭﾘﾝ製剤等自己注射を1日1回以上行っている12歳未満の小児低血糖症患者、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病患者で周産期における合併症の危険が高い患者はすべての区分を算定可能。それ以外の患者は20回以上～60回以上の区分のみ算定可能。
		月40回以上	580	
		月60回以上	860	
		月80回以上	1,140	
		月100回以上	1,320	
		月120回以上	1,500	
C151	注入器加算		300	厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対して、注入器を処方した場合に加算（特掲診療科の施設基準等を参照）
C152	間歇注入シリンジポンプ加算（2ヵ月に2回まで）	プログラム付き	2,500	厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対して、間歇注入シリンジポンプを使用している場合（特掲診療科の施設基準等を参照）
		上記以外	1,500	
C153	注入器用注射針加算	Ⅰ型糖尿病、血友病患者等	200	厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対して、注入器用の注射針を処方した場合に加算（特掲診療科の施設基準等を参照）
		上記以外	130	
C154	紫外線殺菌器加算		360	在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合
C155	自動腹膜灌流装置加算		2,500	在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている患者に対して、自動腹膜灌流装置を使用した場合
C156	透析液供給装置		10,000	在宅血液透析を行っている患者に対して、透析液供給装置を使用した場合
C157	酸素ボンベ加算（3ヵ月に3回まで）	携帯用酸素ボンベ	880	在宅酸素療法を行っている患者（ﾁｱﾉｰｾﾞ型先天性心疾患の患者を除く）に対して、酸素ボンベを使用した場合
		上記以外	3,950	
C158	酸素濃縮装置加算（3ヵ月に3回まで）		4,000	在宅酸素療法を行っている患者（ﾁｱﾉｰｾﾞ型先天性心疾患の患者を除く）に対して、酸素濃縮装置を使用した場合（この場合酸素ボンベ加算は取れない）
C159	液化酸素装置加算（3ヵ月に3回まで）	設置型液化酸素装置	3,970	在宅酸素療法を行っている患者（ﾁｱﾉｰｾﾞ型先天性心疾患の患者を除く）に対して、液化酸素装置を使用した場合
		携帯型液化酸素装置	880	
C160	在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算		2,000	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、輸液セットを使用した場合
C161	注入ポンプ加算		1,250	在宅で中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法若しくは小児経管栄養法、鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法又は注射薬の精密自己注射を行うに当って用いる注入ポンプを使用している場合
C162	在宅経管栄養法用栄養管セット加算		2,000	在宅成分栄養経管栄養法又は在宅小児経管栄養法を行っている患者に対して、栄養管セットを使用している場合
C163	特殊カテーテル加算	間歇導尿用ﾃﾞｨｽﾎﾟｰｻﾞﾌﾞﾙｶﾃｰﾃﾙ　親水性コーティングを有するもの	960	在宅自己導尿を行っている患者に対して、間歇導尿ディスポーザブルカテーテルを使用した場合に加算
		上記以外	600	
		間歇バルーンカテーテル	600	
C164	人工呼吸器加算	陽圧式人工呼吸器	7,480	気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合
		人工呼吸器	6,480	鼻マスク・顔マスクを介した人工呼吸器を使用した場合
		陰圧式呼吸器	7,480	陰圧式人工呼吸器を使用した場合
C165	在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算　（3ヵ月に3回まで）	ASV使用	3,750	在宅陽圧呼吸療法を行っている患者に対して加算
		CPAP使用	1,100	
C166	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算		2,500	在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている末期悪性腫瘍患者に対して、携帯型ﾃﾞｨｽﾎﾟｰｻﾞﾌﾞﾙ注入ﾎﾟﾝﾌﾟを使用した場合
C167	疼痛等管理用送信器加算		600	疼痛除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に在宅疼痛管理、在宅振戦管理又は在宅てんかん管理を行っている外来患者に対して、疼痛等管理用送信器を使用した場合
C168	携帯型精密輸液ポンプ加算		10,000	肺高血圧症の患者に対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合
C168-2	携帯型精密ネブライザー加算		3,200	肺高血圧症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して携帯型精密輸液ポンプを使用した場合
C169	気管切開患者用人工鼻加算		1,500	気管切開を行っている患者に対して、人工鼻を使用した場合
C170	排痰補助装置加算		1,800	人工呼吸を行っている神経筋疾患等の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合

Ⅴ　資　料

① 特別管理加算・パーキンソン病の重症度 P21

② 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準
障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準 P22

③ 褥瘡の判定基準（NPUAP 分類・DESIGN 分類）P23

④ DESIGN-R（褥瘡経過評価用） P24

⑤ 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の施設基準
P25

⑥ 在宅医療を専門に行う医療機関の開設 P26

⑦ 『医行為』か否かの判断資料 P27

⑧ 通常の事業実施地域を越えて中山間地域に居住する者に
対するサービス提供に係る地域一覧 P28

⑨ 「特別地域加算対象区」「中山間地域等の小規模事業所サ
ービスに係る中山間地域等」の一覧 P29

特別管理加算

特別管理加算とは

都道府県知事に届け出て、特別な管理を必要とする利用者（下記参照）に計画的な管理を行った場合に加算できる

特別管理加算の対象（厚生労働大臣が定める状態）

<table>
<tr><th></th><th>介護保険</th><th>医療保険</th></tr>
<tr><td>特別管理加算Ⅰ</td><td>在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態
留置カテーテルを使用している状態</td><td>在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態にある者
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
気管カニューレを使用している状態にある者
留置カテーテルを使用している状態にある者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特別管理加算Ⅱ</td><td>在宅自己腹膜潅流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅悪性腫瘍患者指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</td><td>在宅自己腹膜潅流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
在宅人工呼吸指導管理を受けている者</td></tr>
<tr><td colspan="2">※1　P19　在宅療養指導管理料一覧　参照</td></tr>
<tr><td>点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態　※2</td><td>在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者</td></tr>
<tr><td colspan="2">人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</td></tr>
<tr><td colspan="2">真皮を越える褥瘡の状態
《参考》
（1）NPUAP分類Ⅲ度、Ⅳ度
Ⅲ度：皮膚全層及び皮下組織に及ぶ損傷。筋膜には至らない。
Ⅳ度：筋肉・骨・支持組織に及ぶ損傷
（2）DESIGN分類D3、D4、D5
D3：皮下組織までの損傷
D4：皮下組織を越え、筋肉、腱等に至る損傷
D5：関節腔、体腔に至る損傷、又は、深さが判定できない場合</td></tr>
</table>

※2　①　主治医から3日以上の点滴指示があり、訪問看護事業所の看護職員が3日以上点滴注射を実施している状態

②　加算を算定する場合は、速やかに主治医に点滴終了・状態の報告をすると共に、実施内容を記録する。

ﾊﾟｰｷﾝｿﾝ病の重症度

<table>
<tr><th colspan="2">Hoehn/Yahr(ホーエン･ヤール）の重症度分類</th><th colspan="2">生活機能障害度</th></tr>
<tr><td>StageⅠ</td><td>一側性障害で片側だけの振戦、強剛を示す、軽症例である</td><td rowspan="2">Ⅰ度</td><td rowspan="2">日常生活、通院にほとんど介助を要さない</td></tr>
<tr><td>StageⅡ</td><td>両側性の障害で姿勢の変化がかなり明確となり、振戦、強剛、無動とも両側にあるため、日常生活がやや不便である</td></tr>
<tr><td>StageⅢ</td><td>明らかな歩行障害がみられ、方向変換の不安定など、立ち直り反射障害がある</td><td rowspan="2">Ⅱ度</td><td rowspan="2">日常生活、通院に介助を要する</td></tr>
<tr><td>StageⅣ</td><td>起立や歩行など、日常生活動作の低下が著しく、労働能力は失われる</td></tr>
<tr><td>StageⅤ</td><td>完全に動作不能状態で、介助による車椅子移動、または寝たきりになる</td><td>Ⅲ度</td><td>日常生活に全面的な介助を要し、起立不能</td></tr>
</table>

橋本信也（1991）エキスパートナースMOOK9　難病の事典　P45　照林社

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

（平成18年4月３日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）

ランク	判　定　基　準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支障と症状の改善及び進行の阻止を図る。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	
Ⅱb	家庭内で上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等。	
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来たす様な症状・行動や意思疎通の困難さがランクⅡより重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も眼を離せない状態ではない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
Ⅲa	日中を中心にして上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない・時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる。火の不始末、不潔行為、性的異常行動等	
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ	
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ	常に目を離す事ができない状態である。症状・行動はランクⅢと同じであるが、頻度の違いにより区分される。家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランクⅠ～Ⅳと制定されていた高齢者が、精神病や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要になったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう薦める必要がある。

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

（平成9年高齢者介護ｻｰﾋﾞｽ体制整備支援事業）

生活自立	ランクＪ	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
		（1）　交通機関等を利用して外出する。
		（2）　隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランクＡ	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。
		（1）　介助により外出し、日中はほとんどﾍﾞｯﾄﾞから離れて生活する。
		（2）　外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている。
寝たきり	ランクＢ	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。
		（1）　車椅子に乗車し、食事、排泄はﾍﾞｯﾄﾞから離れて行う。
		（2）　介助により車椅子に乗車する。
	ランクＣ	1日中ﾍﾞｯﾄﾞで過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。
		（1）　自力で寝返りをうつ。
		（2）　自力では寝返りもうたない。

重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡の状態）

①ＮＰＵＡＰ分類　Ⅲ度又はⅣ度	Ⅲ度：皮膚全層及び皮下組織に及ぶ損傷、筋膜に至らない
	Ⅳ度：筋肉・骨・支持組織に及ぶ損傷
②ＤＥＳＩＧＮ-R分類 D3・D4又はD5 （日本褥瘡学会による）	D3：皮下組織まで損傷
	D4：皮下組織を越え、筋肉、腱などにいたる損傷
	D5：関節腔、体腔にいたる損傷または、深さが判定できない場合

褥　瘡　判　定　基　準

①NPUAP分類　　（National Pressure Ulcer Advisory Panel：米国褥瘡諮問委員会）

ステージ　Ⅰ	皮膚の損傷は無いが、紅斑が出てすぐに消えない。皮膚潰瘍の発生直前状態。ただし、圧迫による一時的血流停止が回復した時に現れる反応性充血とは混同してはならない。この反応性充血現象は血流停止時間の1/2～3/4の時間で消える。
ステージ　Ⅱ	表皮及び／または真皮の皮膚上層の損傷・皮膚浅層の軽度の潰瘍状態。症状は擦りむけ、水疱、浅い潰瘍がみられる。
ステージ　Ⅲ	皮膚組織の障害、または壊死などの皮膚全層からそれ以上に及ぶ損傷。その下の筋膜に達するほどではない。症状は深いクレーター上で、周囲の組織の深部にさらに広範囲な組織の欠損がみられることもある。
ステージ　Ⅳ	皮膚深層の広範囲な組織破壊、壊死、さらに筋肉／骨／支持組織（腱や関節包）にまでおよぶ損傷。内部組織の空洞化なども、おそらく第4期褥瘡の症状の一つと考えられる。

痂皮ができてしまった場合は、痂皮が取れるまで、あるいは壊死組織の除去をしないと正確な判定はできない。

照林社編集部「最新褥瘡ケア 予防・治療・ケアのアップデート（ナーシング・フォーカス・シリーズ）MOOK」p86.2001

DESIGN-R（褥瘡経過評価用）

氏名	日時	/	/	/	/	/

Depth　深さ　創内の一番深いところで評価する					
d	0	皮膚損傷・発赤なし	3	皮下組織までの損傷	
	1	持続する発赤	4	皮下組織を超える損傷	
			5	関節腔、体腔に至る損傷	
	2	真皮までの損傷	U	深さ判定が不能の場合	
Exudate　浸出液　ドレッシングの交換回数					
e	0	なし	E	6	多量：1日2回のドレッシング交換を要する
	1	少量：毎日のドレッシング交換を要しない			
	3	中等量：1日1回のドレッシング交換を要する			
Size　大きさ　皮膚損傷範囲を測定〔長径(cm)×長径と直交する最大径(cm)〕					
s	0	皮膚損傷なし	S	15	100以上
	3	4未満			
	6	4以上16未満			
	8	16以上36未満			
	9	36以上64未満			
	12	64以上100未満			
Inflammation/Infection 炎症/感染					
i	0	局所の炎症徴候なし	I	3	局所の明らかな感染徴候あり（炎症徴候・膿・悪臭など）
	1	局所の炎症徴候あり（創周囲の発赤・腫脹・熱感・疼痛）		9	全身的影響あり（発熱など）
Granulation 肉芽組織					
g	0	治療あるいは創が浅いため肉芽形成の評価ができない	G	4	良性肉芽が創面の10%以上50%未満を占める
	1	良性肉芽が創面の90%以上を占める		5	良性肉芽が創面の10%未満を占める
	3	良性肉芽が創面の50%以上90%未満を占める		6	良性肉芽が全く形成されていない
Necrotic tissue 壊死組織 混在している場合は全体的に多い病態をもって評価する					
n	0	壊死組織なし	N	3	柔らかい壊死組織あり
				6	硬く厚い密着した壊死組織あり
Pocket ポケット　毎回同じ体位でポケット全周（潰瘍面も含め）〔長径(cm）×短径(cm)〕から潰瘍の大きさを差し引いたもの					
なし	0	ポケットなし	P	6	4未満
				9	4以上16未満
				12	16以上36未満
				24	36以上

合計					

部位〔仙骨部・坐骨部・大転子部・踵部・その他（　　）〕

※深さ（Depth：d、D）の得点は合計点には加えない。

（判定で迷ったら点数の高い方を選択する）

日本褥瘡学会/2008

『在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院』施設基準

平成28年4月改定

全ての在支診が満たすべき基準

① 24時間連絡を受ける体制の確保

② 24時間の往診体制

③ 24時間の訪問看護体制

④ 緊急時の入院体制

⑤ 連携する医療機関への情報提供

⑥ 年に1回、看取り数等を報告している

機能評価型在支診が満たすべき基準

単独型

⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師3人以上

⑧ 過去1年間の緊急往診の実績10件以上

⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか4件以上

連携型

⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師連携内で3人以上

⑧ 過去1年間の緊急往診の実績連携内で10件以上・各医療機関で4件以上

⑨ 過去1年間の看取りの実績が連携内で4件以上、
各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか
2件以上

在宅患者が95%以上の在支診が満たすべき基準

⑩ 5カ所／年以上の医療機関からの新規患者紹介実績

⑪ 看取り実績が20件／年以上又は15歳未満の超・準超重症児の患者が10人以上

⑫ （施設総管の件数）／（在総管・施設総管の件数）≦0.7

⑬ （要介護3以上の患者＋重症患者）／≧0.5

『在宅医療を専門に行う医療機関の開設』

平成28年4月改定

［主な開設要件］

① 外来診療が必要な患者が訪れた場合に対応できるよう、診療地域内に２ヶ所以上の協力医療機関を確保していること
（地域医師会から協力の同意を得られている場合はこの限りではない）

② 在宅医療導入に係る相談に随時応じ、患者・家族からの相談に応じる設備・人員が整っていること

③ 往診や訪問診療を求められた場合、医学的に正当な理由等なく断ることがないこと

④ 緊急時を含め、随時連絡に応じる体制を整えていること　等

在宅医療専門の医療機関に関する評価

① 在宅医療専門の医療機関について、在支診の施設基準に加え、以下の実績等を満たしている場合には、それぞれ同様に評価を行う

イ 在宅患者の占める割合が95%以上

ロ 5カ所／年以上の医療機関からの新規患者紹介実績

ハ 看取り実績が20件／年以上又は15歳未満の超・準超重症児の患者が10人以上

ニ （施設総管の件数）／（在総管・施設総管の件数）≦0.7

ホ （要介護3以上の患者＋重症患者）／≧0.5

② 在宅医療専門の医療機関であって、上記の基準を満たさないものは、在総管・施設総管について、在支診でない場合の所定点数の80／100に相当する点数により算定する

③ 在宅患者の占める割合が95%未満である医療機関について、在支診の要件は現行通りとする

『医行為』か否かの判断資料

「厚生労働省医局政局長通知」　医政発第0726005号より

＜原則として医行為で無いと考えられるもの＞

行　　為	適　応　・　詳　細	注意事項
体温測定	水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で測定すること	①　事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合は医師又は看護職員に報告する
血圧測定	自動血圧測定器により血圧を測定すること	
動脈血酸素飽和度測定	新生児以外のものであって入院治療の必要がないものに対して、パルスオキシメーターを装着すること	
処　　置	専門的な判断や技術を必要としない軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置をすること	汚物で汚れたガーゼの交換を含む
医薬品使用の介助	・皮膚への軟膏塗布（褥瘡処置を除く） ・皮膚への湿布の貼付 ・点眼薬の点眼 ・一包化された内服薬の内服（舌下錠の使用も含む） ・肛門からの坐薬挿入 ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧 ★以下の条件を医師又は看護師が確認している事 （1）入院・入所治療の必要がなく容態が安定している （2）副作用の危険性や投薬量の調整のため、医師又は看護職員による連続した容態の経過観察が必要でないこと （3）誤嚥（内服薬）、肛門からの出血（坐薬）の可能性など、当該医薬品の使用方法についても専門的配慮を要しないこと	①　医師や看護師等の免許を有しない者による医薬品使用の介助が出来ることを、本人又は家族に伝える ②　薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品である ③　薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守し介助する

＜原則として規制の対象とする必要がないもの＞

行　　為	適　応　・　詳　細	注意事項
爪きり及び爪のやすりがけ	爪及び周囲の皮膚にも化膿や炎症等異常がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合	
口腔内刷掃・清拭	重度の歯周病がない場合、歯ブラシや綿棒又は巻綿子などを用い、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること	
耳垢の除去	耳垢塞栓の除去を除く、耳垢を除去すること	
ﾊﾟｳﾁ内の排泄物の破棄	ストマ装具のパウチに溜まった排泄物を捨てること（肌に接着したパウチの取替えを除く）	
自己導尿介助	自己導尿を補助する為、カテーテル準備、体位の保持等を行うこと	
グリセリン浣腸	市販のディスポーザブルグリセリン浣腸を用いて浣腸すること	挿入部の長さが5～6cm程度以内
		ｸﾞﾘｾﾘﾝ濃度50%
		成人：容量40ｇ程度以下
		6～12歳未満：容量20g程度以下
		1～6歳未満：容量10ｇ程度以下

①病状が不安定で専門的管理が必要な場合は、医行為であるとされる場合もある

②業として行なう場合は、一定の研修や訓練を実施する事が望ましく、事業者等は安全に実施されるよう監督する事が求められる

③病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師又は看護職員に連絡する等必要な措置を速やかに講じる必要がある

通常の事業実施地域を越えて
中山間地域等に居住する者に対するサービス提供に係る地域一覧

●市町全域指定　▲一部地域指定　　平成28年4月1日現在

市町名	通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービス提供する場合の「中山間地域等」						
加算地域区分	離島振興	振興山村	過疎地域	豪雪地帯	半島振興	特定農山村	辺　地
下田市	全域						
東伊豆町							
河津町							
南伊豆町							
松崎町							
西伊豆町							
熱海市	▲初島						
伊東市	対象外						
沼津市	▲旧戸田村						
三島市	対象外						
伊豆市	全域						
伊豆の国市							▲旧大仁町（田中山）、旧韮山町（高原）、浮橋、田原野、長者原
御殿場市						▲印野村	
裾野市	全域						
富士市	対象外						
富士宮市		▲旧芝川町（袖野村）				▲旧芝川町（袖野村）	▲旧芝川町（上稲子）
函南町	対象外						
清水町							
長泉町							
小山町	▲小山町（昭和30年3月31日時点の小山町）、足柄村						
静岡市		▲大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村		▲井川村		▲服織村、美和村、中藁科村、南藁科村、大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村	▲有東木、戸持、梅ヶ島温泉、田代、大沢、長妻田、鍵穴、坂本、黒俣、栃沢、諸子沢
焼津市	対象外						
藤枝市						▲瀬戸谷村、旧岡部町	▲蔵田・舟ヶ久保、市之瀬、滝ノ谷 旧岡部町（青羽根）
島田市		▲笹間村、伊久美村	▲旧川根町			▲伊久美村、笹間村 旧金谷町（日坂村） 旧川根町	▲犬間、千葉、鍋島・丹原、白井・二俣、中平、長島、安田 旧金谷町（庄司・栗島） 旧川根町（篠上、石上・出本、笹間下、一色・上河内、葛籠、石風呂）
牧之原市						▲旧榛原町	
吉田町	対象外						
川根本町	全域						
御前崎市	対象外						
菊川市						▲旧小笠町	
掛川市						▲西南郷村、原泉村、倉真村	▲黒俣、久居島、西之谷、居尻、萩間 旧大須賀町（本谷）
袋井市	対象外						
磐田市						▲敷地村	
浜松市		▲旧天竜市（上阿多古村、熊村、竜川村） 旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町（浦川町、山香村、城西村） 旧水窪町 旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	▲旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町 旧水窪町	▲旧水窪町		▲旧天竜市 旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町 旧水窪町 旧三ヶ日町 旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	▲旧天竜市（大栗安、石打・柴・沢丸、大平、松間・唐井栗、大白木・大倉・笹敷） 旧浜北市（堀谷） 旧春野町（静修、砂川、五和、花島、田河内、杉第二、杉第三、川上第一、川上第二） 旧龍山村（瀬尻、下平山、白倉、大嶺、戸倉） 旧佐久間町（川上、上平山、向皆外、野田、横吹、相月） 旧水窪町（西浦北、西浦南） 旧引佐町（背山、日比平、大川代、東久留女木、兎荷、東久留女木新田、寺野）
湖西市	対象外						
森町		▲天方村、三倉村				▲天方村、三倉村、原泉村	▲大府川、橘・薄場、上野平、大久保、大河内、亀久保

備考
1. 利用者の住居が当該地域に該当するか否かの確認は、市町にて行うこと。
2. 各地域はそれぞれの法律によって定められており、対象地区の変更があるので留意すること。(例)辺地は、毎年度末に地区変更を行う予定
3. 事業所(施設)が複数の加算地域区分に該当する場合においても、加算は単一の区分において算定すること。
4. この加算を算定する利用者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第3項に規定する交通費の支払を受けることはできない。(予防も同様)
5. ▲一部地域指定とは、現在の市町全域のうち上記一覧表に記載のある地区が該当する。
(例:過疎地域は、現在の浜松市のうち、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町のみ該当)

「特別地域加算対象地区」及び
「中山間地域等の小規模事業所サービスに係る中山間地域等」の一覧

●市町全域指定　　▲一部地域指定

平成28年4月1日現在

市町名	特別地域加算対象地区			中山間地域等の小規模事業所がサービス提供する場合の「中山間地域等」 ※地域区分「６級地」、「７級地」及び左側「特別地域加算対象地区」に該当する場合は対象外！		
加算地域区分	基準第6号	離島振興	振興山村	過疎地域	特定農山村	辺　地
下田市			▲稲梓村	左記「特別地域加算対象地区」を除く全域		
東伊豆町			▲城東村			
河津町			▲上河津村			
南伊豆町			▲南上村、三坂村			
松崎町			▲中川村			
西伊豆町			▲仁科村 旧賀茂村（宇久須村）			
熱海市		▲初島		対象外		
伊東市						
沼津市	▲井田、舟山			対象外（７級地のため）		
三島市						
伊豆市	▲土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）		▲旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町	左記「特別地域加算対象地区」を除く全域		
伊豆の国市						▲旧大仁町（田中山）、旧韮山町（高原）、浮橋、田野原、長者原
御殿場市				対象外（７級地のため）		
裾野市						
富士市						
富士宮市			▲旧芝川町（柚野村）			
函南町						
清水町						
長泉町						
小山町						
静岡市			▲大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村	対象外（６級地のため）		
焼津市				対象外（７級地のため）		
藤枝市	▲岡部町野田沢、岡部町青羽根、岡部町玉取					
島田市	▲伊久身、千葉川根町家山、川根町抜里、川根町葛籠		▲笹間村、伊久美村			
牧之原市					▲旧榛原町	
吉田町				対象外		
川根本町			●	対象外（７級地であり、全域が特別地域加算対象地区のため）		
御前崎市				対象外		
菊川市					▲旧小笠町	
掛川市				対象外（６級地のため）		
袋井市						
磐田市						

市町名	特別地域加算対象地区			中山間地域等の小規模事業所がサービス提供する場合の「中山間地域等」 ※地域区分「６級地」、「７級地」及び左側「特別地域加算対象地区」に該当する場合は対象外！		
加算地域区分	基準第6号	離島振興	振興山村	過疎地域	特定農山村	辺　地
浜松市	▲横川（968番地から1380番地までの地域に限る。） 佐久間町佐久間、佐久間町中部、佐久間町半場		▲旧天竜市（上阿多古村、熊村、竜川村） 旧春野町（犬居町、気多村、熊切村） 旧龍山村 旧佐久間町（浦川町、山香村、城西村） 旧水窪町 旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	対象外（６級地のため）		
湖西市				対象外		
森町			▲天方村、三倉村	対象外（７級地のため）		

備考　1. 事業所(施設)が当該地域に該当するか否かの確認は、市町にて行うこと。

2. 各地域はそれぞれの法律によって定められており、対象地区の変更があるので留意すること。

（例)辺地は、毎年度末に地区変更を行う予定

3. 事業所(施設)が複数の加算地域区分に該当する場合においても、加算は単一の区分において算定すること。

4. 基準第6号は、告示にある地名で記載している。

5. ▲一部地域指定とは、現在の市町全域のうち上記一覧表に記載のある地区が該当する。

（例:過疎地域は、現在の浜松市のうち、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町のみ該当）

「地域区分」

地域区分	市町名
６級地	静岡市
７級地	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市，藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町
その他	上記以外の市町

静岡県　健康福祉部　ホームページより

Ⅵ　県内の訪問看護ステーション紹介

（平成 28 年６月１日現在）

東部地区　１．田方郡・伊豆の国市・熱海市・伊豆市

伊東市・賀茂郡・下田市

２．沼津市・三島市・駿東郡

３．富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市

中部地区　１．静岡市

２．焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市

西部地区　１．磐田市・袋井市・掛川市・菊川市

御前崎市・周智郡

２．浜松市・湖西市

田方郡・伊豆の国市・熱海市・伊豆市

伊東市・賀茂郡・下田市

1 田方郡	訪問看護ステーションかんなみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師9.5人
所在地	〒419-0123 田方郡函南町間宮882-5　ウエルズ21			サービス地域	函南町・伊豆の国市・三島(大場周辺)
ＴＥＬ	055-970-1266	ＦＡＸ	055-970-1267	特色	医療・介護保険対応可。がん末期・ターミナル・緩和ケア対応。小児（乳児）・特定疾患・難病対応。人工呼吸器・酸素療法・中心静脈栄養・胃瘻・経鼻・腸瘻・バルンカテーテル
営業時間	平日：8時30分～16時45分 土曜：8時30分～12時45分　　日・祝日　休み				
2 伊豆の国市	長岡訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　一就会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.6人
所在地	〒410-2211 伊豆の国市長岡946			サービス地域	伊豆の国市・沼津市の一部地域
ＴＥＬ	055-948-0555	ＦＡＸ	055-948-0918	特色	自宅で安心して療養生活が送れるよう、ご支援いたします。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

3 伊豆の国市	訪問看護ステーションひまわり			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	公益財団法人　伊豆保健医療センター			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人　PT 3.0人
所在地	〒410-2315 伊豆の国市田京270-1			サービス地域	伊豆の国市・伊豆市(土肥除く)・函南町
ＴＥＬ	0558-76-9977	ＦＡＸ	0558-76-1568	特色	看護師・ヘルパー・PT・ケアマネなど、多職種によるサービスの提供が可能であり、連携が図れます。
営業時間	平日:8時30分～17時 土曜:8時30分～12時				

4 伊豆の国市	ラポールあい訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	ラポールあい株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師3.7人　OT 1.0人
所在地	〒410-2123 伊豆の国四日町619－1			サービス地域	伊豆の国市・伊豆市・函南町・三島市
ＴＥＬ	055-944-6634	ＦＡＸ	055-944 - 6614	特色	年齢や障害の有無にかかわらず、地域に根ざした支援を行っています。1人1人に寄り添う気持ちを大事にし、本人や家族にとって何が大切か一緒に考え、心と心が通いあえる看護を提供します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土･日・祝日・年末年始				

5 熱海市	あすか訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　あすかライフサービス			訪問看護員 常勤換算	看護師3.7人
所在地	〒413-0102 熱海市下多賀804-2			サービス地域	熱海市(函南・湯河原の一部可能な場合あり)
ＴＥＬ	0557-67-7111	ＦＡＸ	0557-67-7112	特色	あらゆる状況に対応できる経験豊富なスタッフが、在宅療養をしっかり支えます。
営業時間	月～金：9時～17時 土曜：9時～13時　　休日：日曜				

6 熱海市	訪問看護ステーションゆらっくす			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社湯らっくす			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
所在地	〒413-0041 熱海市青葉町3-11			サービス地域	熱海・湯河原町・宇佐美全域
ＴＥＬ	0557-83-2800	ＦＡＸ	0557-83-2801	特色	訪問入浴との併設もあり、連携した在宅看護の提供ができる。 看取りにおける医療連携の充実に力を入れている。
営業時間	月～土：8時30分～17時30分				

7 熱海市	医療法人新光会 熱海訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人新光会伊豆函南病院			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人　PT 1.0人
所在地	〒413-0016 熱海市水口町2-3　ヴィラ熱海長寿苑3階			サービス地域	熱海市・湯河原町・函南町・伊豆の国市・三島市
ＴＥＬ	0557-85-1100	ＦＡＸ	0557-85-1101	特色	病気や障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活して頂けるように支援致します。
営業時間	月～土：9時～17時 休日：日曜日・祭日				

8 伊豆市	訪問看護ステーションなかいず			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人　PT 3.0人 OT 1.0人
所在地	〒410-2407 伊豆市柏久保620-1			サービス地域	伊豆市(土肥以外)伊豆の国市大仁地区(一部地域除く)
ＴＥＬ	0558-74-5200	ＦＡＸ	0558-74-5201	特色	看護師・PT・OTが連携して生き生きとした在宅療養ができるように支援しています。難病・小児・ターミナルケアなど全般的に対応できます。軽度の方のリハビリテーションにも力を入れています。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・年末年始				

9 伊豆市	訪問看護ステーション花時計			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人　PT 2.0人
所在地	〒410-3302 伊豆市土肥469-1			サービス地域	伊豆市土肥・沼津市戸田・西伊豆町宇久須・安良里
ＴＥＬ	0558-97-3260	ＦＡＸ	0558-97-3261	特色	経験豊かな看護師が介護予防から看取りまで支援致します。様々な医療処置も対応します。専門のリハスタッフによるリハビリも充実しています。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・12/30～１/3				
10 伊豆市	訪問看護ステーションなかじま			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団同仁会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒410-3211 伊豆市松ケ瀬75			サービス地域	伊豆市（土肥地区を除く）
ＴＥＬ	0558-87-0333	ＦＡＸ	0558-87-0891	特色	主治医やケアマネジャーだけでなく、薬剤師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士とも連携し、1人1人の状態にあわせた看護計画を立てケアを行っており、24時間365日入院対応できる体制が整っています。
営業時間	平日8時30分～17時　土曜8時30分～12時30分 休日：日曜・祝日・12/31～１/3				
11 伊東市	訪問看護ステーションそよかぜ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人　PT 5.0人 OT2.0人　ST 0.5人
所在地	〒414-0055 伊東市岡1349-3			サービス地域	伊東市・熱海市・東伊豆町
ＴＥＬ	0557-36-1530	ＦＡＸ	0557-32-3323	特色	ターミナル期・神経難病の利用者が多く、医療重度の高いケースに対応できる同事業所に、居宅・ヘルパーステーションがあり、連携がとりやすい事業所です。
営業時間	月～金：8時25分～17時10分 土・日：希望・必要に応じて訪問				
12 伊東市	訪問看護ステーションゆかわ			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	公益財団法人　復康会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒414-0002 伊東市湯川1-11-14			サービス地域	熱海・伊東
ＴＥＬ	0557-32-5533	ＦＡＸ	0557-32-5530	特色	医療保険の精神のみを受けている訪問看護ステーションです。
営業時間	平日・土曜：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・年末年始				
13 伊東市	株式会社 訪問看護ステーション・ナースの森			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　訪問看護ステーション・ナースの森			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
所在地	〒414-0001 伊東市宇佐美613番地の10			サービス地域	伊東市
ＴＥＬ	0557-48-1443	ＦＡＸ	0557-48-1444	特色	24時間365日いつでも看護相談に応じ、訪問致します。主治医や他医療機関と連携し、ご利用者様がご自宅で安心して療養生活ができるよう支援していきます。「その人らしさ」を尊重し、様々なニーズに対応していきます。
営業時間	平日・祝日：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・12/31～１/3				
14 伊東市	伊豆高原訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　メディカル・スターツ			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人　PT 1.0人 OT 4.5人
所在地	〒413-0232 伊東市八幡野989-89			サービス地域	伊東市・東伊豆町・河津町、下田市・西伊豆町は要相談
ＴＥＬ	0557-55-2532	ＦＡＸ	0557-55-3305	特色	利用者様とその家族をサポートすることをモットーに、看護は夜間休日を問わず24時間体制を取り、安心して在宅生活が送れるよう対応しています。リハビリは、単に訪問してリハビリをするではなく、ADLや活動性の向上を目標に取り組んでいます。
営業時間	平日・土曜：8時50分～17時25分 休日：日曜・年末年始				

15 伊東市	訪問看護ステーションりえぞん			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　ふらっと			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒414-0045 伊東市玖須美元和田726-59			サービス地域	伊東市・東伊豆町・河津町
ＴＥＬ	0557-35-9123	ＦＡＸ	0557-35-9124	特色	住み慣れた自宅で、利用者様の意に添い、安全・安心を心掛け看護致します。 （東伊豆町にサテライト有）
営業時間	平日・祝日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・年末年始（必要に応じて可）				
16 伊東市	訪問看護ステーション・エコー			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社　エコー			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
所在地	〒414-0035 伊東市南町1-3-30			サービス地域	伊東市
ＴＥＬ	0557-38-5973	ＦＡＸ	0557-38-5974	特色	エコーは在宅療養の皆様に心に響くケアをお届けし、安心して穏やかな日々が過ごせるよう支援致します。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土･日・祝日・12/30～1/3（必要に応じて可）				
17 伊東市	訪問看護ステーションはな			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社シーディエム			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人
所在地	〒414-0045 伊東市久須美元和田727-1001　サンミナミC			サービス地域	伊東市・熱海市・東伊豆町
ＴＥＬ	0557-35-9070	ＦＡＸ	0557-35-9073	特色	訪問看護ステーションはなは「住み慣れた場所で自分らしく生きること」をお手伝いさせていただくため、健康管理を始め予防ケアの実施・医療処置・日々の介護を継続できるようなケアを提供してまいります。
営業時間	平日・祝日：8時30分～17時30分 休日：土･日・12/30～1/3（緊急対応は常に可）				
18 伊東市	うさぎ薬局訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社うさぎ薬局			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒414-0055 伊東市岡216-24			サービス地域	伊東市・熱海市
ＴＥＬ	0557-52-6301	ＦＡＸ	0557-52-6302	特色	看護経験豊かです。細やかな心遣いで、誠心誠意看護させていただきます。
営業時間	平日：9時～18時 休日：土･日・祝日・12/29～1/3				
19 伊東市	訪問看護ステーションかどの			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	有限会社チダ電装			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
所在地	〒414-0045 伊東市玖須美元和田722－332			サービス地域	伊東市・熱海市・東伊豆
ＴＥＬ	0557-44-6613	ＦＡＸ	0557-44-6614	特色	精神科の訪問看護のみ
営業時間	8時30分～17時30分				
20 賀茂郡	ゆうあい訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　健育会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.7人　　PT 0.1人
所在地	〒410-3514 賀茂郡西伊豆町仁科138-2			サービス地域	西伊豆町・松崎町
ＴＥＬ	0558-52-5111	ＦＡＸ	0558-52-5115	特色	住み慣れた地域・在宅での療養ができるよう全力でサポート致します。
営業時間	平日9時～17時40分　隔週土曜9時～12時20分 休日：隔週土曜・日曜・祝日・年末年始				

21 賀茂郡	ふれあい上野山訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　辰五会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人　OT 0.2人
所在地	〒415-0151 賀茂郡南伊豆町青市848			サービス地域	下田市・河津町・南伊豆町
ＴＥＬ	0558-62-7001	ＦＡＸ	0558-62-1717	特色	在宅で療養を希望される方が安心して生活できるよう、心をこめてお手伝いいたします。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日				
22 賀茂郡	福老訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　三愛			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒415-0302 賀茂郡南伊豆町上賀茂583-4			サービス地域	南伊豆町・下田市・松崎町一部
ＴＥＬ	0558-62-1706	ＦＡＸ	0558-62-1707	特色	医療機関他、ステーションの休日（土・日・祭日・年末年始等）不安がある場合など、利用者様のニーズに合わせ訪問し、在宅で療養されている方や一人暮らしの高齢者の方に安心してご自宅で生活できる様寄り添う看護をしていきたいと思います。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土･日・年末年始　（必要に応じて可）				
23 賀茂郡	訪問看護ステーションどりいむ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　エムワイ			訪問看護員 常勤換算	看護師3.8人
所在地	〒413-0302 賀茂郡東伊豆町奈良本797-3			サービス地域	伊東市・東伊豆町・河津町・下田市
ＴＥＬ	0557-23-2217	ＦＡＸ	0557-23-2218	特色	住み慣れたご家庭で、その人らしく療養生活が送れるよう支援します。
営業時間	平日・土曜・日曜・祝日9時～17時 休日：なし				
24 下田市	訪問看護ステーション紡ぎ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社かい			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒415-0013 下田市柿崎3-9			サービス地域	下田市・河津町・南伊豆町
ＴＥＬ	0558-22-1887	ＦＡＸ	0558-22-1888	特色	介護サービスゆげを併設し、ヘルパーと看護師で連携性のある支援を提供します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日　（必要に応じて可）				
25 下田市	研真会訪問看護ステーション上の山			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団研真会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.1人　PT 0.3人 OT 0.5人
所在地	〒415-0013 下田市柿崎432-1			サービス地域	下田市・河津町・南伊豆町(三坂・南崎・三浜除く)
ＴＥＬ	0558-23-8820	ＦＡＸ	0558-23-8821	特色	『研真会訪問看護ステーション』は、安心して自宅で療養ができ、さらに豊かな生活ができるように、ご本人とご家族に寄り添いながら専門性を活かした看護・リハビリテーションをまごころをこめて提供してまいります。
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 休日：日曜・祝日・8/13～8/15・12/30～1/3				

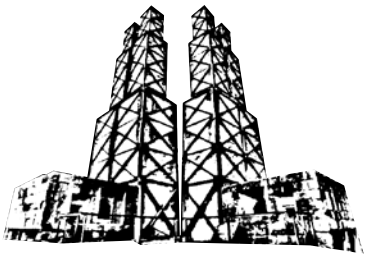

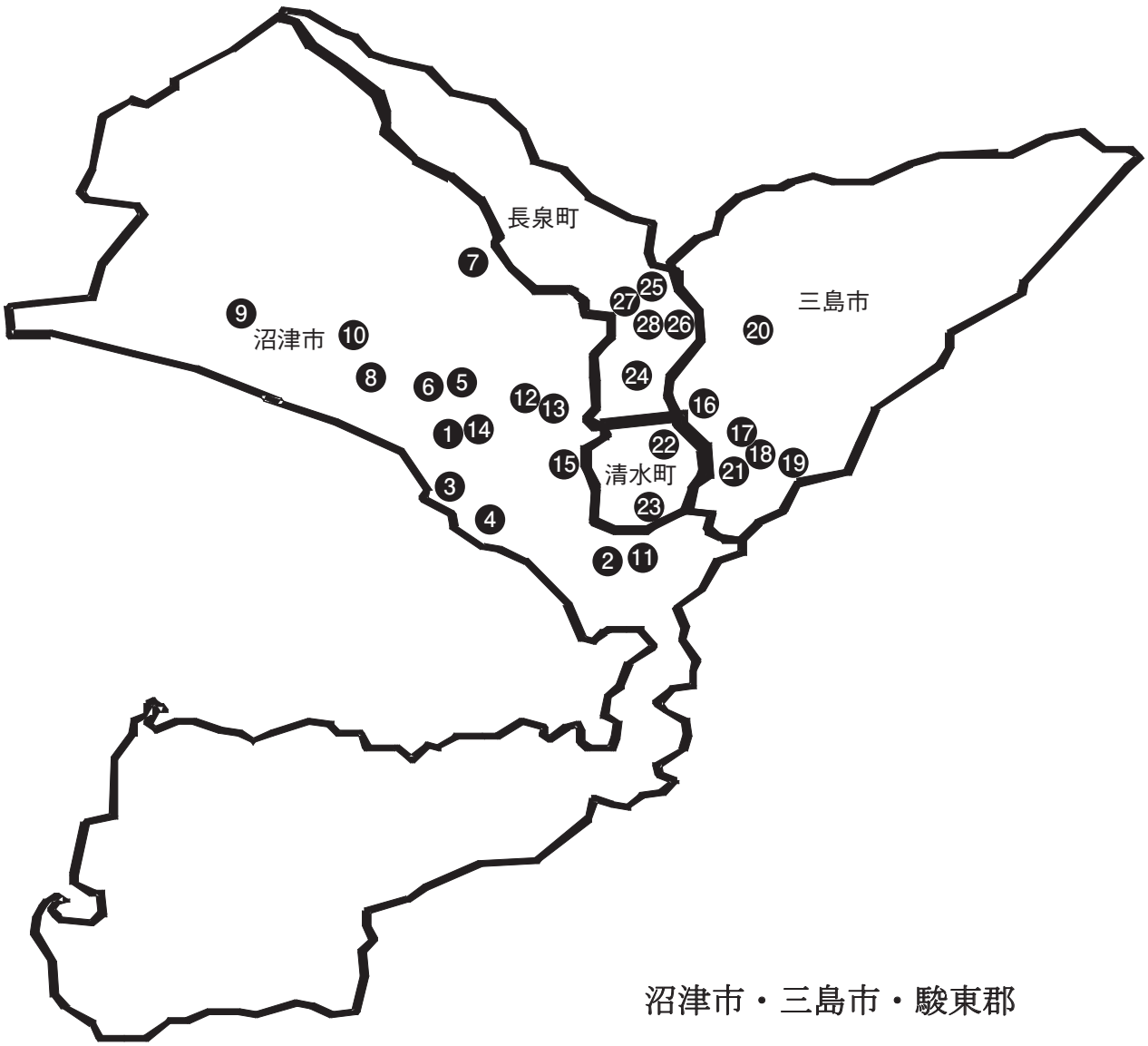

沼津市・三島市・駿東郡

1 沼津市	訪問看護ステーションぬまづ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　真養会			訪問看護員 常勤換算	看護師7.5人　PT 0.4人
所在地	〒410-0004 沼津市本田町6-13　本田町ビル201			サービス地域	沼津市内（30分以内のエリア）
ＴＥＬ	055-926-0108	ＦＡＸ	055-926-0222	特色	開設24年目を迎え、スタッフ数も充実してきています。定期巡回・随時対応サービスも始まり徐々に増えています。必要な方にはアロマトリートメント、皮膚排泄ケア認定看護師の同行で、より満足して頂けるサービスの提供に心掛けています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 土曜・日曜・祝日　希望・必要に応じて対応				
2 沼津市	訪問看護ステーションはまゆう			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　真養会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.6人　PT 0.5人
所在地	〒410-0821 沼津市大平1117-1			サービス地域	沼津市・清水町（伊豆の国市・長泉町・三島市・函南町の一部）
ＴＥＬ	055-932-6539	ＦＡＸ	055-934-1566	特色	リンパ郭清の手術後の浮腫や、循環不全による浮腫に対し、アロマオイルを使用してリンパドレナージュ、トリートメントを行っています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日				

3 沼津市	聖隷訪問看護ステーション千本			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	一般財団法人　芙蓉協会			訪問看護員 常勤換算	看護師12.4人　PT 2.0人　OT 1.0人
所在地	〒410-8555 沼津市本字下一丁田890-1			サービス地域	沼津市・清水町
ＴＥＬ	055-952-1020	ＦＡＸ	055-952-1021	特色	大型ステーションのため、依頼に即対応できます。また、夜間・土・日は2人の看護師で訪問に対応しています。小児から難病・ターミナル、いろいろな状態に対応できます。
営業時間	8時30分～17時　緊急時はこの限りではない 祝日は平常営業				
4 沼津市	訪問看護ステーションうしぶせ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	公益財団法人　復康会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人　OT 2.2人
所在地	〒410-0813 沼津市上香貫蔓陀ヶ原2510-22			サービス地域	沼津市・清水町全域（応相談）
ＴＥＬ	055-931-3900	ＦＡＸ	055-931-3399	特色	今年度OTが一人増員となり、リハビリに力をいれています。日々の療養生活が少しでも楽しく安心して過ごせる様、看護師も真心を込めたサービスを心掛けております。
営業時間	平日・土曜・祝日：8時30分～17時 休日：日曜				
5 沼津市	訪問看護ステーションけい			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　けい			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　PT 0.1人
所在地	〒410-0041 沼津市筒井町2-12　高橋第2ビル１F			サービス地域	沼津市・清水町・長泉町
ＴＥＬ	055-929-7663	ＦＡＸ	055-929-7664	特色	住み慣れた地域で、利用者は保健医療・福祉の連携ある支援により、終末期のケアも利用者・家族に寄り添いながら最期までその人がその人らしく生活できるよう支援します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日				
6 沼津市	白鳥訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　沼津ケアセンター白鳥			訪問看護員 常勤換算	看護師2.7人
所在地	〒410-0003 沼津市新沢田町7-33			サービス地域	沼津市（一部除く）・三島市・清水町・長泉町
ＴＥＬ	055-929-7020	ＦＡＸ	055-929-7026	特色	ベテラン4名で運営中。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇				
7 沼津市	在宅リハビリ訪問看護ステーション春			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社オネストファーム			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人　PT 0.9人　OT 0.9人
所在地	〒410-0011 沼津市岡宮375-13　パステル緑ヶ丘１F			サービス地域	沼津市・三島市・清水町・長泉町
ＴＥＬ	055-924-3400	ＦＡＸ	055-924-3900	特色	難病・小児・精神などの利用者もご相談下さい。リハビリスタッフ（OT・PT）と連携して在宅生活を支援します。小規模ならではのチームワークときめ細かいケアをしています。福祉用具専門店を併設しています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日　祝日対応は応相談				
8 沼津市	ケアル訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社デイベンロイ			訪問看護員 常勤換算	看護師3.8人　PT 4.6人　OT 2.0人 ST 1.0人
所在地	〒410-0873 沼津市大諏訪534			サービス地域	沼津市・清水町・長泉町・三島市
ＴＥＬ	055-941-6105	ＦＡＸ	055-922-2938	特色	4年目のステーションです。多くの医師・ケアマネジャー、事業者様との連携を大切に業務を行っています。多職種が協働し、利用者様の想いを支える様、広い視点でケアを行います。
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 休日：日曜・12/31～１/3				

9 沼津市	東部訪問看護ステーションテレサ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　山津精機			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　PT 1.7人　OT 0.4人
所在地	〒410-0311 沼津市原町中2-15-2			サービス地域	沼津市・富士市
ＴＥＬ	055-969-2008	ＦＡＸ	055-969-2028	特色	地域の皆様のご自宅での生活が安心して送れるように、身近などんな小さなことにも誠実に、笑顔でサポートいたします。
営業時間	月～金：8時30分～16時30分 休日：土曜・日曜・12/29～１/3				
10 沼津市	訪問看護ステーション椎路			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　ケイコム			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人　PT 1.1人　OT 1.0人
所在地	〒410-0302 沼津市東椎路821-1			サービス地域	沼津市
ＴＥＬ	055-955-7467	ＦＡＸ	055-955-7502	特色	看護・PT・OTが一体化し、利用者様に対して迅速かつ適切・丁寧に、心に寄り添ったケアが提供できるステーションを目指しています。
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
11 沼津市	訪問看護ステーション信愛			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　信愛会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
所在地	〒410-0821 沼津市大平1538-1			サービス地域	沼津市・三島市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町
ＴＥＬ	055-935-5252	ＦＡＸ	055-933-7530	特色	社会福祉法人のステーションです。個々のニーズに即したサービスを提供し、安心・安全に療養生活が送れるよう支援します。また、当法人の介護福祉サービスと連携し、切れ目のないケアの提供をしています。
営業時間	月～土・祝日：8時30分～17時30分 休日：日曜・年末年始（12/30～１/3）				
12 沼津市	訪問看護ステーションさん・さぽーと			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社サン・サポート			訪問看護員 常勤換算	助産師 1.5人　看護師1.0人
所在地	〒410-0022 沼津市大岡1881-1　シャンブル88　102号			サービス地域	沼津市（戸田地区除く）・清水町
ＴＥＬ	055-941-9885	ＦＡＸ	055-941-9820	特色	医療を要する方やそのご家族が、相談する相手もなく不安の中で生活を送ることがないよう専門的な立場から寄り添い看護し、支えになります。新生児から高齢者まで療養生活が安全・安楽であるようお手伝い致します。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土・日曜・年末年始（12/31～１/3）				
13 沼津市	訪問看護ステーション咲			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　マウントフィールド			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒410-0022 沼津市大岡1728-2　グレースヴィラ102			サービス地域	沼津市・三島市・長泉町・清水町（三浦地区除く）・函南町・裾野市
ＴＥＬ	055-994-9300	ＦＡＸ	055-955-8245	特色	土・日・祝日も定期訪問させていただきます。男性看護師が1名おります。心優しい看護師が笑顔でお話を伺い、サービス提供させていただきます。
営業時間	9時～18時 365日営業				
14 沼津市	えんじぇるず訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　影山鉄工所			訪問看護員 常勤換算	看護師3.3人　PT 3.0人　OT 0.2人 ST 0.2人
所在地	〒410-0867 沼津市本字白銀町489-5			サービス地域	沼津市・長泉町・清水町・三島市・その他
ＴＥＬ	055-943-6757	ＦＡＸ	055-943-6759	特色	笑顔が絶えない元気一杯な看護とリハビリ（PT・OT・ST）がタッグを組んだステーションです。スタッフ一同が利用者様を少しでもサポートできるよう頑張らせて頂いています。
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 休日：日曜・祝日				

15 沼津市	訪問看護ステーションふじみ			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	公益財団法人　復康会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.0人
所在地	〒410-0811 沼津市中瀬町24-1			サービス地域	沼津市
ＴＥＬ	055-931-5223	ＦＡＸ	055-934-0707	特色	精神の疾患をもつ方、ご家族への支援を中心に行っています。
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・年末年始				
16 三島市	三島市医師会訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	一般社団法人　三島市医師会			訪問看護員 常勤換算	看護師7.4人
所在地	〒411-0841 三島市南本町4番31号			サービス地域	三島市内
ＴＥＬ	055-973-1174	ＦＡＸ	055-973-1090	特色	設立より23年。主治医やケアマネジャーと連携し、本人と家族の意向に寄り添い、住み慣れた家で、安心して暮らせるよう、経験豊富な看護師が在宅医療を支えます。
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・三島祭り・12/29～１/3				
17 三島市	訪問看護ステーションほほえみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.0人　PT 1.0人
所在地	〒411-0817 三島市八反畑127-1　ベルメゾン21　1-A			サービス地域	三島市・清水町・函南
ＴＥＬ	055-981-6653	ＦＡＸ	055-981-6657	特色	人工呼吸器・NIPPV・IVH等医療ニーズの高い利用者が多く、法人往診医師との連携にて、住み慣れた自宅での看取りの支援も増えています。十分な看護体制、PT体制を整え、多様なニーズに応えています。
営業時間	平日8時30分～16時45分土曜8時30分～12時45分 休日：日曜・祝日・年末年始				
18 三島市	訪問看護ステーション梅名の里			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　静和会			訪問看護員 常勤換算	看護師7.1人
所在地	〒411-0816 三島市梅名579-8			サービス地域	三島市・函南町・清水町・伊豆の国市・長泉町
ＴＥＬ	055-984-3535	ＦＡＸ	055-984-3536	特色	「地域とともに暮らす梅名の里」という理念のもと、住み慣れた地域でその人らしく生活を送れるよう支援します。迅速・適切・丁寧に心あたたまるケアを提供し、安心した療養生活を支えていきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
19 三島市	総合介護事業所　瑞			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　赤川			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
所在地	〒411-0815 三島市安久657-7　クエスト遠藤A102			サービス地域	熱海市・三島市（狩野川以東）函南・伊豆の国市・湯河原・真鶴
ＴＥＬ	055-982-5543	ＦＡＸ	055-982-5544	特色	「住み慣れた我が家で安心した生活を送る」をモットーに、利用者の立場に立った看護を提供します。
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日				
20 三島市	訪問看護ステーション木の実 （御殿場サテライト）			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　３ｒｄ　Islanｄ				看護師7.0人　PT 4.0人　OT 1.0人
所在地	〒411-0044 三島市徳倉3丁目24-3　ロイヤルパレス徳倉102			サービス地域	三島市・裾野市・沼津市・長泉町・清水町・伊豆の国市・御殿場市
ＴＥＬ	055-980-4800	ＦＡＸ	055-980-4801	特色	年齢対応0歳～訪問、24時間対応、PTによる在宅リハビリ、医療的な管理、ターミナル、小児、重症心身障害児・者、リフレッシュ事業等多岐にわたり対応しています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・12/30～１/3				

21 三島市	ウエルズ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　ウエルネスケア			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒411-0822 三島市松本294-3			サービス地域	三島・函南町・沼津市・清水町・長泉町
ＴＥＬ	055-943-5346	ＦＡＸ	055-943-5104	特色	利用者様が在宅で安心して生活できるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をサポートしていきます。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜（臨時・振替訪問有り、要相談）日曜				
22 駿東郡	訪問看護ステーションふしみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人　PT 1.3人
所在地	〒411-0907　駿東郡清水町伏見25-6 フレグランス水口102			サービス地域	沼津市・清水町・長泉町
ＴＥＬ	055-973-5580	ＦＡＸ	055-973-5822	特色	ターミナル管理、看取りなど、医療ニーズの高い利用者も多く、医療機器の管理、全身状態の観察・排便コントロール・保清・家族への介護指導など、利用者と家族に寄り添って近い存在となり、療養上の支援をしています。
営業時間	平日8時30分～16時45分土曜8時30分～12時45分 休日：日曜・祝日・12/30～１/4				
23 駿東郡	訪問看護ステーションエム			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　幸徳会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒411-0917 駿東郡清水町徳倉１００４			サービス地域	清水町・沼津市・長泉町
ＴＥＬ	055-933-0333	ＦＡＸ	055-941-5670	特色	病気や障害があっても、自分の町でずっと生活するために、退院後から終末期まで、24時間体制で看護ケアを提供致します。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日				
24 駿東郡	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーションあおぞら			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　農協共済中伊豆リハビリテーションセンター			訪問看護員 常勤換算	看護師6.2人　PT 3.0人　OT 2.0人 ST 0.2人
所在地	〒411-0943 駿東郡長泉町下土狩1293-1			サービス地域	伊豆市・伊豆の国市・函南・清水町・三島市・沼津市・裾野市・長泉町
ＴＥＬ	055-986-8046	ＦＡＸ	055-986-8101	特色	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が小児・難病・ターミナル・精神、すべての方を対象にした訪問に伺います。
営業時間	平日：8時25分～17時10分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～１/3				
25 駿東郡	訪問看護ステーションみなみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社　みなみ			訪問看護員 常勤換算	看護師3.7名
所在地	〒411-0932　駿東郡長泉町南一色344-1 エステートピア土屋B棟101号			サービス地域	長泉町、沼津、清水町、裾野市、三島市
ＴＥＬ	055-941-6864	ＦＡＸ	055-941-6865	特色	迅速に対応し、必要な時に必要なケアを提供します。小児・難病・ターミナルケアの経験も多いです。
営業時間	月～土：8時45分～17時45分 休日：日・祭日、12/29～1/3				
26 駿東郡	訪問看護ステーション桜づつみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社　桜堤			訪問看護員 常勤換算	助産師0.9人　看護師2.0人　PT 1.6人
所在地	〒411-0942　駿東郡長泉町中土狩557-321　日幸マンション202			サービス地域	長泉町・清水町・裾野市・沼津市・三島市
ＴＥＬ	055-943-6548	ＦＡＸ	055-980-5392	特色	24時間在宅医療連携ネットワークを活用し、24時間主治医と在宅との連携を強化しております。新生児から難病・ターミナルまで、看護師・理学療法士等で、安心して在宅医療生活が送れるよう支援致します。また居宅介護支援事業所を併設しており、ケアマネジャーが2名常勤でプランの作成もしております。
営業時間	8時30分～17時 24時間対応				

27 駿東郡	ケアーズ 訪問看護リハビリステーション駿東			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　木村商事			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　PT 1.2人　OT 1.0人
所在地	〒411-0932　　駿東郡長泉町南一色382-1 Mビル1F　東103			サービス地域	沼津市・三島市・裾野市・長泉町・清水町
ＴＥＬ	055-955-7648	ＦＡＸ	055-955-7649	特色	住み慣れた場所で生活していくために、ご利用者様の状態に合わせて、看護とリハビリが連携をとりながら対応していきます。
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3				
28 駿東郡	マ・メゾン花水木 訪問看護・訪問リハビリステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　フイユ			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人　OT 3.8人
所在地	〒411-0933　　駿東郡長泉町納米里55-5 デイアス納米里202			サービス地域	長泉町・裾野市・三島市・沼津市・清水町
ＴＥＬ	055-941-5020	ＦＡＸ	055-980-5331	特色	平成28年6月で開設して3年目となりました。介護保険、医療保険の他、精神障害をお持ちの方への実績も多数あります。
営業時間	月～土：9時～18時 休日：日曜・祝日・12/29～1/3				

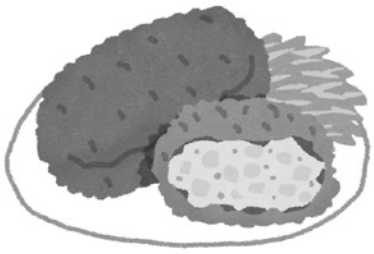

富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市

1 富士市	訪問看護ステーション喜			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　喜生会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人　PT 2.6人　ST 0.2人
所在地	〒417-0801 富士市大渕3901-1			サービス地域	富士・富士宮地域
ＴＥＬ	0545-36-2280	ＦＡＸ	0545-36-2677	特色	住み慣れた家庭において、安全で快適な療養生活が送れるよう看護師・理学療法士・言語聴覚士が自宅にお伺いし、サービス提供させていただきます。
営業時間	平日：9時～17時 土曜日：9時～12時				
2 富士市	共立蒲原総合病院 訪問看護ステーション（サテライト富士）			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	共立蒲原総合病院組合			訪問看護員 常勤換算	看護師8.4人　PT 2.0人
所在地	〒421-3306 富士市中之郷2500-1			サービス地域	清水区（由比・蒲原）富士市全域・富士宮市一部
ＴＥＬ	0545-81-2730	ＦＡＸ	0545-81-2730	特色	小児から高齢者まで、様々な疾患の方々が利用しています。自宅での療養生活が円滑に継続できるよう、利用者様の思いを大切にし、その家族を支えながら支援します。平成28年4月からサテライト富士を開業しました。
営業時間	平日：8時15分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
3 富士市	訪問看護ステーション百葉			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人財団　百葉の会			訪問看護員 常勤換算	保健師0.7人　看護師6.7人　PT 0.2人　OT 0.1人
所在地	〒417-0801 富士市大渕405-25			サービス地域	富士市（旧富士川町除く）・富士宮市
ＴＥＬ	0545-36-2584	ＦＡＸ	0545-36-2594	特色	「自分の家で自分らしく」をモットーに、お客様ご家族様が安心と充実した毎日を送れるようサポートします。病院と連携を密にし在宅生活への移行がスムーズになるよう退院支援に力を入れてます。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

4 富士市	訪問看護ステーションケアーメイト			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　秀峰会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.1人
所在地	〒416-0907 富士市中島327番地			サービス地域	富士市全域
ＴＥＬ	0545-66-3622	ＦＡＸ	0545-66-3623	特色	かかりつけ医や併設の病院と連携し、細やかな医療と迅速な対応ができます。また、がんの末期の方も安心して自宅で過ごせます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
5 富士市	訪問看護ステーションけいあい			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	一般財団法人　恵愛会			訪問看護員 常勤換算	看護師10.6人　PT 0.8人　OT 0.8人
所在地	〒417-0026 富士市南町1番32号			サービス地域	富士市全域
ＴＥＬ	0545-54-2320	ＦＡＸ	0545-54-2321	特色	乳児から高齢者まで幅広い年齢層と様々な疾患に対応します。理学療法士・作業療法士によるリハビリも対応しています。24時間の対応体制をとり、安心して在宅で生活できるよう支援します。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日				
6 富士市	介護保険センターぱーむ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　英志会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.5人　PT 1.0人 OT 0.8人
所在地	〒417-0045 富士市錦町1丁目4番23号			サービス地域	富士市・富士宮市
ＴＥＬ	0545-53-0832	ＦＡＸ	0545-53-8622	特色	家で療養している方のお宅へ看護師・理学療法士等が定期的に訪問し、看護とリハビリ等のサービスを提供致します。
営業時間	平日・土曜：8時～17時 休日：日曜・祝日・年末年始				
7 富士市	訪問看護ステーションかみや			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	一般財団法人　恵愛会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.4人　PT 0.8人
所在地	〒417-0821 富士市神谷592-3			サービス地域	富士市全域・沼津市西部
ＴＥＬ	0545-39-0808	ＦＡＸ	0545-39-0810	特色	小児から高齢者まで幅広い年齢層やさまざまな疾患、看取りまで対応します。24時間の対応体制をとり、安心して在宅療養できるよう支援します・
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
8 富士市	訪問看護ステーションふじ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　紫苑会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.2人　PT 1.5人　OT 0.2人
所在地	〒419-0205 富士市天間1640-1			サービス地域	富士・富士宮
ＴＥＬ	0545-73-1914	ＦＡＸ	0545-73-1917	特色	当事業所は富士いきいき病院内にあります。訪問診療と訪問看護で、在宅支援をさせて頂いている方もいます。住み慣れたご自宅での生活を大切にしていきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
9 富士市	するが台訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　梶原ケアコーポレーション			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒417-0001 富士市今泉2022-13			サービス地域	富士市
ＴＥＬ	0545-55-3368	ＦＡＸ	0545-53-8986	特色	主治医と連携を図り、住み慣れたご自宅で、安心して療養生活が送れるよう支援いたします。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

10 富士市	訪問看護ステーションかもめ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	CAS　株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師8.0人　PT 2.0人　OT 1.0人
所在地	〒416-0955 富士市川成新町310				
				サービス地域	富士市内
ＴＥＬ	0545-65-0262	ＦＡＸ	0545-62-9616	特色	看護師及び理学療法士が協力し合い、患者様一人一人のニーズに合わせた看護を行っています。提携医療機関の池辺クリニックや当社内の多職種と協力しながら、在宅での安心できる療養生活を支援しています。
営業時間	月～日：6時～21時30分：24時間電話連絡体制				

11 富士市	訪問看護ステーションよろこび宮島			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　FMC			訪問看護員 常勤換算	看護師3.9人
所在地	〒416-0945 富士市宮島85-10				
				サービス地域	富士市内
ＴＥＬ	0545-32-8088	ＦＡＸ	0545-32-8087	特色	看護小規模多機能型居宅介護も併設しております。365日24時間を対応させていただいており、その人がその人らしく安心して生活できるよう支援してまいります。
営業時間	9時～18時 休日：なし				

12 富士市	訪問看護ステーション都富くによし			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　田中屋産業			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人　PT 2.0人　OT 0.6人
所在地	〒419-0204 富士市入山瀬376-11　グランカージュ101				
				サービス地域	富士・富士宮市
ＴＥＬ	0545-32-8580	ＦＡＸ	0545-32-8581	特色	ご自宅で療養されている方へ、看護師・リハビリスタッフが、安心して過ごせるように定期的に伺います。医師・ケアマネジャーと密に連携を取り、ご要望に沿った支援を心掛けています。
営業時間	平日：8時～17時30分 休日：土・日・12/30～1/3				

13 富士市	訪問看護ステーションかえで			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　アルセ			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
所在地	〒417-0061 富士市伝法2525-1				
				サービス地域	富士市・富士宮市
ＴＥＬ	0545-52-7088	ＦＡＸ	0545-52-7087	特色	主治医やケアマネジャーと連携を図り、利用者様とご家族様が在宅で安心して療養生活を送ることができるように、24時間・365日対応を行っています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（必要に応じ可）				

14 富士市	訪問看護ステーションあい			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　あい			訪問看護員 常勤換算	看護師3.8人
所在地	〒416-0933 富士市中丸882-1				
				サービス地域	富士市全域
ＴＥＬ	0545-62-6123	ＦＡＸ	0545-62-6113	特色	小児から高齢者まであらゆる年齢層に対応しています。また、医療ニーズの高い方、精神疾患の方、重心の方の対応も可能です。介護保険においては居宅介護支援事業所も併設しているので、ケアマネと連携をとりながら支援しています。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日（状況により対応可）				

15 富士市	訪問看護ステーションしおん			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	有限会社　フィジカルセラピー中村			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　PT 1.5人
所在地	〒419-0202 富士市久沢2-8-39				
				サービス地域	富士・富士宮
ＴＥＬ	0545-72-4822	ＦＡＸ	0545-72-4781	特色	
営業時間	8時30分～17時30分 休日：水曜・日曜・祝日				

16 富士市	訪問看護ステーションリカバリー富士			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	Recovery International 株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　OT 1.0人
所在地	〒417-0061 富士市伝法669-1　岳陽中前ビル１F			サービス地域	富士市・富士宮市全域
ＴＥＬ	0545-73-0125	ＦＡＸ	0545-73-0126	特色	在宅医療・介護のビジョナリーカンパニーとして、常に利用者目線のサービスを提供します。「もう一人の家族」として地域包括をし、その中で育まれる家族愛を本当の地域密着と考え、看護とリハビリがコラボして支えます。
営業時間	8時30分～17時30分 365日休業日なく、必要により時間外も対応				

17 富士宮市	東静訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　一就会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.9人
所在地	〒418-0026 富士宮市西小泉町14-9			サービス地域	富士宮市・富士市
ＴＥＬ	0544-23-1914	ＦＡＸ	0544-28-0654	特色	神経難病に特化したステーションです。地域の方が安心して暮らせるよう24時間サポートします。
営業時間	平日：8時30分～17時30分　土曜：8時30分～12時30分 休日：日曜・祝日				

18 富士宮市	訪問看護ステーションひより			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　ひより			訪問看護員 常勤換算	看護師8.0人　OT 0.7人
所在地	〒418-0111 富士宮市山宮2052-1			サービス地域	富士宮市・富士市
ＴＥＬ	0544-59-2225	ＦＡＸ	0544-59-2226	特色	小児から高齢者まで、住み慣れた我が家で、その人らしく安心して療養生活が送れるよう、ご本人・ご家族の思いにそった「よりそう看護」をご支援します。
営業時間	平日・祝日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始				

19 富士宮市	有限会社　ケア・くんだ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社ケア・くんだ			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒418-0001 富士宮市万野原新田3322-21			サービス地域	富士宮市内
ＴＥＬ	0544-24-6050	ＦＡＸ	0544-24-6085	特色	利用者様の意志を尊重し、ご家族の方が安心して在宅生活が送れるよう支援いたします。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

20 御殿場市	訪問看護ステーションごてんば			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	公益社団法人　有隣厚生会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.7人　PT 0.7人　ST 0.2人
所在地	〒412-0043 御殿場市新橋1586-1			サービス地域	御殿場市・小山町・裾野市・箱根町（仙石原地区）
ＴＥＬ	0550-83-1132	ＦＡＸ	0550-83-1243	特色	「その人らしさを大切にする看護」を理念とし、小児から高齢者、医療処置対応、在宅看取りなど幅広い訪問を行っています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）				

21 御殿場市	フジ虎ノ門訪問看護ステーション			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	医療法人社団　青虎会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒412-0045 御殿場市川島田1074-3			サービス地域	御殿場市・小山町・裾野市
ＴＥＬ	0550-88-0216	ＦＡＸ	0550-88-2302	特色	利用者様・ご家族に必要なニーズに応えるべく、真心からのサービスを提供し、共にふれあいのひとときを過ごしていきます。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/31～1/3				

22 裾野市	裾野訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　真仁会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.3人
所在地	〒410-1111 裾野市久根537番地の2			サービス地域	裾野市・長泉町・御殿場市・三島市・沼津市
ＴＥＬ	055-995-3000	ＦＡＸ	055-995-3001	特色	利用者様・ご家族に寄り添い、真心こめた丁寧なケアを心掛け、在宅で安心して療養生活できるようサポートします。24時間緊急対応を行い、ターミナルケアにも力を入れています。多職種の方々とも連絡を密に行い、連携を大切にしています。
営業時間	平日：9時～17時30分　土曜：9時～12時30分 休日：日曜・祝日・12/30午後～1/4（緊急対応可）				
23 裾野市	訪問看護ステーションココロ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　昇栄工業			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒410-1127 裾野市平松486-9　柏木ビル１Ｆ			サービス地域	裾野・御殿場・三島・長泉町・清水町・小山町・沼津市（一部）
ＴＥＬ	055-941-7837	ＦＡＸ	055-941-7857	特色	住み慣れたご自宅で、安心して快適に生活できるよう支援します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日				

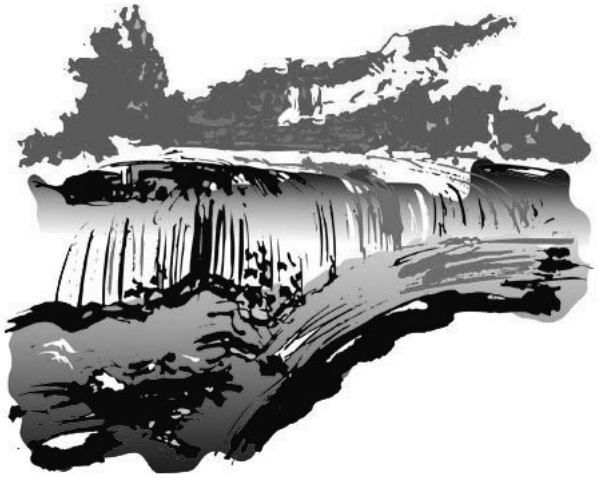

静岡市

葵区・駿河区・清水区

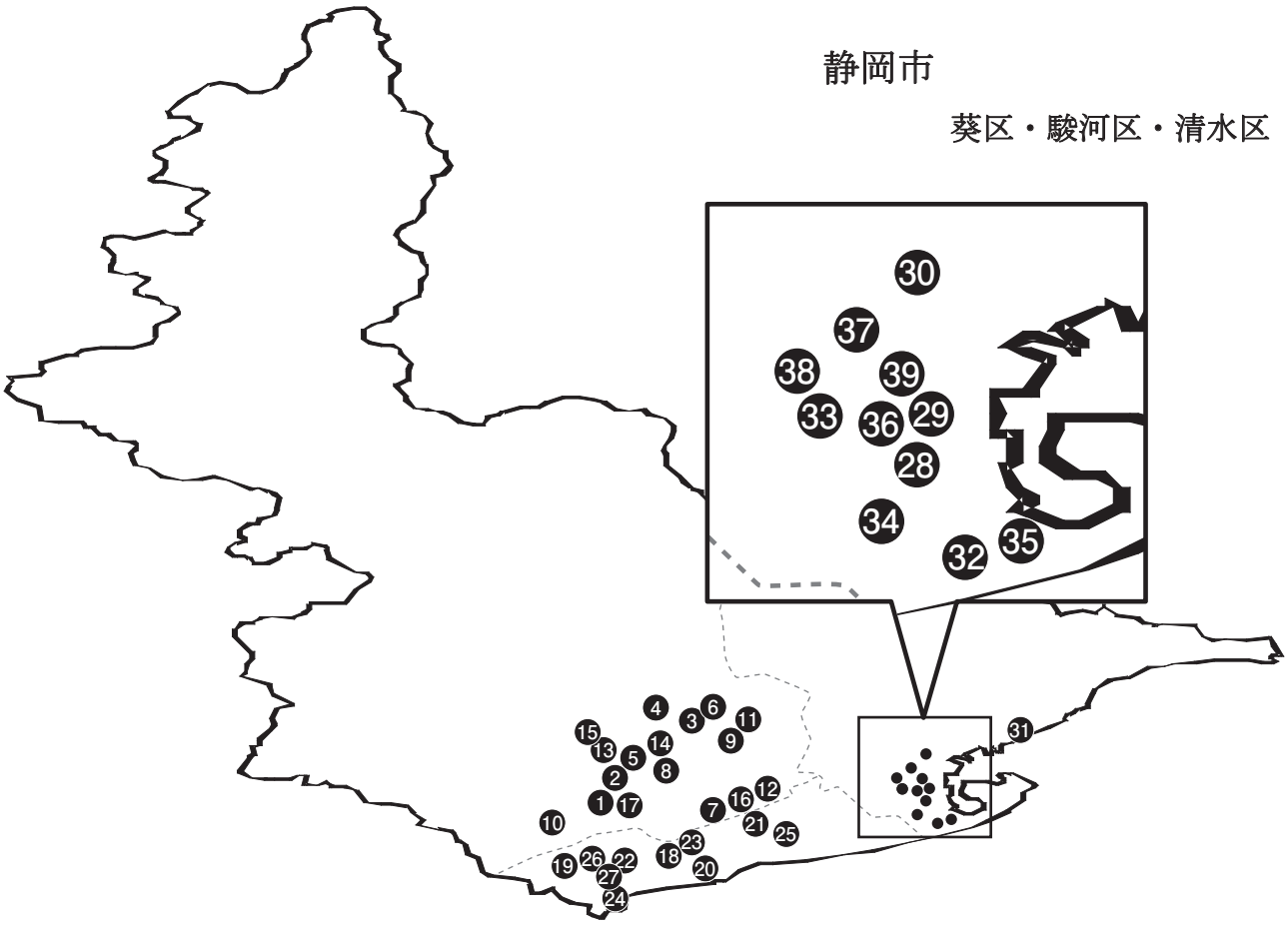

1 静岡葵区	訪問看護ステーションふれあい			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.9人　PT 1.0人
所在地	〒420-0068 静岡市葵区田町5丁目90			サービス地域	旧静岡市内
ＴＥＬ	054-271-8775	ＦＡＸ	054-271-8795	特色	常勤の理学療法士1名配置、リハビリ対応します。田町診療所と連携し、在宅での看取り等対応します。
営業時間	平日：8時30分～16時30分土曜：8時30分～12時30分 休日：日曜・祝日・年末年始				
2 静岡葵区	訪問看護ステーション茶町			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人　PT　2.4人
所在地	〒420-0005 静岡市葵区北番町66-1			サービス地域	静岡市（一部山間地を除く）
ＴＥＬ	054-652-4611	ＦＡＸ	054-652-4612	特色	静岡厚生病院併設のステーションです。地域に必要とされ、また皆様に愛されるステーションを目指しております。看護師6名、PT2.4名で、予防から医療依存度の高い方のケア、看取り、リハビリテーション等心を込めて提供します。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・12/30～１/3				
3 静岡葵区	訪問看護ステーションマザー			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　博慈会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人　PT 0.1人　OT 0.1人
所在地	〒420-0963 静岡市葵区赤松8-16			サービス地域	静岡市葵区(概ね事業所から半径10km以内)
ＴＥＬ	054-200-5060	ＦＡＸ	054-209-7007	特色	病院と在宅の経験を積んだ看護師が、心のこもった丁寧な看護で寄り添います。ターミナルケアやリハビリの対応もしています。地域の皆様のよろず相談所、サポーター的存在でありたいと思います。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3				

4 静岡葵区	訪問看護ステーションあみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　松英会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人　PT 0.2人　OT 0.1人
所在地	〒421-2109 静岡市葵区福田ヶ谷73-2			サービス地域	静岡市葵区
ＴＥＬ	054-206-1555	ＦＡＸ	054-206-1700	特色	小児～高齢者まで幅広い利用者様にサービスを提供しています。理学療法士・作業療法士による訪問も可能です。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（但し緊急対応あり）				
5 静岡葵区	静岡市社会福祉協議会 訪問看護ステーションしずおか			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　静岡市社会福祉協議会			訪問看護員 常勤換算	看護師25.4人　PT 2.7人　OT 1.7人
所在地	〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号			サービス地域	静岡市内
ＴＥＬ	054-250-0301	ＦＡＸ	054-273-8161	特色	県内トップクラス、全国でも屈指の規模を誇る事業所で、認定看護師・認定作業療法士等、高スキルの職員が在籍しています。また、乳児から高齢者まで、幅広い年齢層のご利用者様、神経難病やがん末期のご利用者等にも対応しています。
営業時間	平日：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
6 静岡葵区	訪問看護ステーションナースフレディ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　フレディ			訪問看護員 常勤換算	保健師1.0人　看護師1.5人
所在地	〒420-0913 静岡市葵区瀬名川1丁目29－31			サービス地域	旧静岡市(山間部除く)旧清水市の一部
ＴＥＬ	054-208-5818	ＦＡＸ	054-261-6262	特色	小さい規模のステーションですが、アットホームな雰囲気で地域に根ざした訪問看護を目指しています。ご利用者様、ご家族様に寄り添った訪問看護ができるよう、日々努力しています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始12/29～1/3				
7 静岡葵区	訪問看護ステーションガイア			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　アールアンドオー			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人　PT 5.0人　OT 3.0人 ST　1.0人
所在地	〒420-0821 静岡市葵区柚木90－1　MSビル1階			サービス地域	静岡市内（山間部除く）
ＴＥＬ	054-267-1065	ＦＡＸ	054-267-1066	特色	在宅で療養生活を送る方達が「その人らしく」生活できるように、安心・安全の基盤作りと、質の良いサービス提供に努めます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）				
8 静岡葵区	訪問看護ステーション大岩			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社　ヴィオ			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒420-0886　静岡市葵区大岩2丁目46－9 コンシェール大岩201			サービス地域	静岡市内（山間部除く）
ＴＥＬ	054-245-6655	ＦＡＸ	054-245-6633	特色	迅速な対応がモットー。質の高い在宅生活を送るために、必要ならば可能な限り土・日・祝日も対応・相談します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）				
9 静岡葵区	まごころ訪問看護ステーション静岡			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社まごころメディカルサービス			訪問看護員 常勤換算	看護師3.8人　PT 4.0人
所在地	〒420-0803 静岡市葵区千代田6丁目25－26－102			サービス地域	静岡市葵区・駿河区
ＴＥＬ	054-297-4031	ＦＡＸ	054-297-4032	特色	看護師と理学療法士が連携を持ちながら、利用者様とご家族様の思いに寄り添った看護が提供できるよう努めます。住み慣れた場所で、自分らしい生活が続けられるよう、共に考え共に歩み「まごころ」込めたケアを目指します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）				

10 静岡葵区	まはえの訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　まはえ			訪問看護員 常勤換算	看護師6.6人　PT 3.0人　OT 0.2人 ST　0.2人
所在地	〒421-1213 静岡市葵区山崎2丁目3－11－2F			サービス地域	静岡市葵区・駿河区
ＴＥＬ	054-297-3033	ＦＡＸ	054-297-3034	特色	「ゆいまーるの心」をモットーに、みんなで考えつながり支え合って、在宅生活をサポートしていきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）				
11 静岡葵区	訪問看護ステーション瀬名			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社　フォースピリッツ			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
所在地	〒420-0911 静岡市葵区瀬名2丁目28－58			サービス地域	静岡市葵区（旧安倍六ヶ村を除く）駿河区・清水区
ＴＥＬ	054-297-3708	ＦＡＸ	054-297-3709	特色	ご本人、ご家族のニーズに応じた丁寧なケアを心がけています。予防的ケアから医療依存度の高い方へのケア、看取りまで幅広い看護を提供しております。また、24時間対応で、必要時には緊急訪問できる体制をとっております。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）				
12 静岡葵区	かなで訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社iDoor			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　PT 3.0人
所在地	〒420-0812　　静岡市葵区古庄3-17-33 ラディーユ前島Ⅱ202号			サービス地域	事業所から5km圏内＋清水区指定地区
ＴＥＬ	054-277-9357	ＦＡＸ	054-277-9361	特色	看護・リハビリスタッフの連携のもと、状態・生活習慣など、個々の特性に合わせたサービスの環境に努めます。若いスタッフが中心となり、活気のあるステーション作りを目指し、長く地域に貢献していきたいと思います。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日				
13 静岡葵区	ひなたぼっこ水道町訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　フォーユー			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒420-0008 静岡市葵区水道町159－2			サービス地域	静岡市葵区・駿河区・清水区（一部除く）
ＴＥＬ	054-269-6003	ＦＡＸ	054-269-6006	特色	一般のご利用者様に加え、小児・精神・ターミナルのご利用者様の受け入れ体制も整っています。看護小規模多機能を併設しているので、訪問看護のみ利用の方でも緊急時には短期での看護小規模をご利用することができます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
14 静岡葵区	訪問看護リハビリステーション城東			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　静和会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　OT 1.0人
所在地	〒420-0846 静岡市葵区城東町34－14			サービス地域	静岡市
ＴＥＬ	054-207-9799	ＦＡＸ	054-207-9836	特色	「自宅で安心して生活したい！自分で出来ることは自分でやりたい！」地域や家庭で”その人らしく”生活ができるようにを基本にサポートしていきます。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
15 静岡葵区	はなうたの看護　しずはた			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　はなうた			訪問看護員 常勤換算	保健師0.3人　看護師2.6人
所在地	〒420-0949 静岡市葵区与一3丁目4番52号			サービス地域	静岡市葵区・駿河区（山間地域除く）
ＴＥＬ	054-266-5526	ＦＡＸ	054-266-3063	特色	真摯・丁寧・思いやりの精神で、利用される方が安全・安心して在宅生活を送れるよう支援します。
営業時間	平日：9時～17時 休日：日曜・年末年始（12/30～1/3）				

16 静岡葵区	訪問看護ステーションスマイルリラ			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	医療法人社団　リラ			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人　OT 3.0人　PSW 1.0名
所在地	〒420-0813 静岡市葵区長沼647			サービス地域	静岡市内全域（山間部は要相談）
ＴＥＬ	054-261-3714	ＦＡＸ	054-261-3714	特色	精神科訪問看護に特化しており、看護師と作業療法士がペアとなり訪問しています。住み慣れた地域で、その人らしく、自由に生き生きと生活をしていくことを、可能な限りお手伝いすることを目標にしています。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日				

17 静岡葵区	つどいのおか訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　盈進会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒420-0066　　静岡市葵区本通西町39 岡外科胃腸科医院4階			サービス地域	静岡市葵区・駿河区（中山間地域除く）
ＴＥＬ	054-269-5031	ＦＡＸ	054-269-5032	特色	4つの安らぎ「安心・安楽・安全・安穏」を大切に！病気や障がいがあっても、医療的ケア・終末期のケアが必要な方も、その人らしい暮らし方のお手伝いや希望を一緒に叶えられるように、多職種との連携を大切にし支援していきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・GW（3日）・年末年始（12/30～1/3）				

18 静岡駿河区	静岡済生会訪問看護ステーションおしか			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会			訪問看護員 常勤換算	看護師17.3人　PT　2.5人 OT　3.0人
所在地	〒422-8527 静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号			サービス地域	静岡市内(旧六ヶ町村を除く)
ＴＥＬ	054-289-5100	ＦＡＸ	054-289-5101	特色	済生会の在宅支援には長い経験があります。当ステーションも今年開設20年を迎えました。この基盤をもとに保健・医療・福祉・介護との他職種連携に努め、安心と信頼をお届けできるよう努力しています。
営業時間	平日8時30分～17時　土曜8時30分～12時30分 休日：日曜・祝日・年末年始				

19 静岡駿河区	訪問看護ステーション丸子の里			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　静和会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人　　OT　1.5人
所在地	〒421-0103 静岡市駿河区丸子2丁目4－16			サービス地域	静岡市葵区・駿河区
ＴＥＬ	054-257-7221	ＦＡＸ	054-257-7226	特色	看護師・理学療法士・作業療法士がそれぞれの専門性を活かし、病気や障害を抱えた人々が、その人らしく在宅療養生活を安心して送れるように、質の良いサービスを提供できるよう努力しています。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

20 静岡駿河区	訪問看護ステーション萩			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　秀慈会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.3人
所在地	〒422-8018 静岡市駿河区西大谷13-1			サービス地域	静岡市内（山間部を除く）
ＴＥＬ	054-236-1133	ＦＡＸ	054-236-1988	特色	利用者様、ご家族様の希望をできる限り叶えられるよう頑張っています。予防から看取りまでご支援させていただきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				

21 静岡駿河区	訪問看護ステーションほたるしずおか			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　ジェネラス			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人　PT 3.0人　OT 3.0人 ST 1.0人
所在地	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田1-10-20			サービス地域	静岡市全域（山間部除く）場所によって交通費あり
ＴＥＬ	054-655-1262	ＦＡＸ	054-655-1263	特色	「思いやりと安心をあなたへ」を合言葉に小児から高齢者まで、看護師と理学・作業療法士とともに、医療・介護・リハビリを支えていきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（土・祝の訪問はご相談下さい）				

22 静岡駿河区	訪問看護ステーション一休			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　恵勇会			訪問看護員常勤換算	看護師4.1人　PT 2.3人　OT 1.6人
所在地	〒422-8064 静岡市駿河区新川2丁目4番31号			サービス地域	駿河区全般・葵区の一部
ＴＥＬ	054-287-5520	ＦＡＸ	054-203-6352	特色	看護師・理学療法士それぞれの専門性を活かし、利用者様が一日でも長く安心して暮らせるための支えになるべく、努力していきたいと考えています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

23 静岡駿河区	曲金訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	カム・オフィス　有限会社			訪問看護員常勤換算	看護師4.0人　PT 0.9人
所在地	〒422-8006 静岡市駿河区曲金6-13-14			サービス地域	静岡市内（山間地、中山間地除く）
ＴＥＬ	054-203-7282	ＦＡＸ	054-203-7281	特色	小児から高齢者、難病の方、障害のある方への対応可能です。同一事務所にケアマネ特定事業所、福祉用具、リハビリスタッフも併設しており、細かい対応で支援します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日				

24 静岡駿河区	訪問看護ステーションあしたば			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　福興			訪問看護員常勤換算	看護師4.0人
所在地	〒422-8046 静岡市駿河区中島1687-39			サービス地域	静岡市（山間部を除く）
ＴＥＬ	054-203-3012	ＦＡＸ	054-288-0324	特色	住み慣れた我が家で安心して生活が送れるようお手伝いさせてもらっています。スタッフは少ないですが、和気あいあい、明るく、楽しく仕事しています。
営業時間	平日：9時～17時　土曜：9時～12時 休日：日曜・祝日・12/29～1/3				

25 静岡駿河区	訪問看護ステーションあおむし			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社あおむし			訪問看護員常勤換算	看護師2.6人 PT 0.4人
所在地	〒422-8005 静岡市駿河区池田815－1－103			サービス地域	静岡市
ＴＥＬ	054-295-9096	ＦＡＸ	054-295-9097	特色	開所して3年になります。小児の訪問看護を中心に行っています。介護保険3割・医療保険7割です。ほとんどが小児で、地域で安心して生活できるように援助しています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土・日曜・祝日・年末年始				

26 静岡駿河区	ハートピアの森 リハビリ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する（24時間連絡体制）
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社リハケアーズ			訪問看護員常勤換算	看護師2.6人　PT 4.1人　OT 0.1人
所在地	〒421-0102 静岡市駿河区手越420－3			サービス地域	静岡市葵区・駿河区、焼津市一部(他は要相談)
ＴＥＬ	054-256-6880	ＦＡＸ	054-256-6881	特色	”愛のある仲間が集う場所”が「ハートピア」です。風通しの良い職場を目指し看護師・リハビリスタッフが情報や意見交換を毎日行っています。個別性のあるサービスが提供できるよう、スタッフ全員で情報を共有し、態勢を整えています。
営業時間	平日：8時15分～17時15分 休日：土・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）				

27 静岡駿河区	訪問看護ステーションふるさとの家			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社ホームズ			訪問看護員常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒421-0115 静岡市駿河区みずほ5丁目3－1			サービス地域	旧静岡市
ＴＥＬ	054-270-5227	ＦＡＸ	054-270-5337	特色	同一建物内に看護小規模多機能型居宅を併設しており、外部からのショートステイもご利用頂けます。赤ちゃんから高齢者まで、年齢に関係なく訪問看護がご利用いただけるので、ご相談ください。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土・日曜・祝日　必要時緊急対応				

28 静岡清水区	訪問看護ステーション清水			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	公益社団法人　静岡県看護協会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.6人
所在地	〒424-0842　静岡市清水区春日1丁目2番12号 春日マンション1F			サービス地域	静岡市清水区
ＴＥＬ	054-355-1511	ＦＡＸ	054-355-1515	特色	経験とネットワークを生かし、訪問看護を利用して下さる方々の在宅での生活の質を高めるための支援と地域在宅ケアチームの一員として連携を大切にし、地域社会に貢献します。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
29 静岡清水区	訪問看護ステーション駿河			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　医眞会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.6人　PT 2.0人
所在地	〒424-0831 静岡市清水区入江2丁目2番23号の2			サービス地域	静岡市内
ＴＥＬ	054-363-1190	ＦＡＸ	054-363-4160	特色	ご本人、ご家族の望む在宅生活が実現できるように、看護の熱い情熱をもって取り組んでいます。がん末期の方や高齢の方でも自分らしく過ごせるように、PTと共に自立のお手伝いをし、最期まで望む生き方に寄り添います。
営業時間	平日・土曜：9時00分～17時00分 休日：日曜・祝日・年末年始				
30 静岡清水区	訪問看護ステーションいはら			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師9.5人　PT 2.0人
所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町578-1			サービス地域	静岡市清水区(蒲原地区除く)
ＴＥＬ	054-366-3196	ＦＡＸ	054-366-8106	特色	清水厚生病院併設事業所です。地域の人々に安心して信頼される事業所を目指し、地域の多職種との連携に努めています。母体の病院が緩和ケア外来、病床を有しているため、がん末期の利用者が増えています。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・年末年始				
31 静岡清水区	訪問看護ステーションきよみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人　PT 1.8人　ST 0.2人
所在地	〒424-0203 静岡市清水区興津東町1829			サービス地域	静岡市清水区
ＴＥＬ	054-360-4101	ＦＡＸ	054-360-4872	特色	訪問看護ステーションきよみは、きよみの里の中にあるJA静岡厚生連の事業所です。個々の利用者様を大切にしたケアサービスを提供し、保健・医療・福祉と連携して、地域の人々が安心して暮らせる老後をお手伝いします。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・年末年始				
32 静岡清水区	訪問看護ステーションはきり			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	有限会社　アンブレイト			訪問看護員 常勤換算	看護師3.6人　PT 2.0人　OT 1.0人
所在地	〒424-0926 静岡市清水区村松1丁目2番40号			サービス地域	静岡市清水区
ＴＥＬ	054-368-5000	ＦＡＸ	054-368-5001	特色	リハビリに力を入れています。脳血管障害やパーキンソン病の方への訪問が多いです。呼吸療法認定士等の資格を持つスタッフもおり、専門性を生かし、看護・リハビリの両面から在宅生活の支援をさせて頂きます。
営業時間	平日：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
33 静岡清水区	訪問看護ステーションもも			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　アース			訪問看護員 常勤換算	看護師7.6人　PT 2.2人　OT 5.0人 ST 1.0人
所在地	〒424-0873 静岡市清水区有東坂3-5			サービス地域	清水区を中心に片道車で30分以内
ＴＥＬ	054-344-1880	ＦＡＸ	054-344-1881	特色	在宅看取りに力を注ぎ、安心して最期まで暮らせるよう、ご家族を含めた心身へのケアを提供します。また、複合型施設「ももの家」では、地域に根ざした活動を行っています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土・日曜・年末年始				

中部

34 静岡清水区	訪問看護ステーションエイム			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　エーアイエム			訪問看護員常勤換算	看護師5.7人　PT 3.0人　OT 1.0人
所在地	〒424-0865 静岡市清水区北矢部780－2			サービス地域	静岡市(一部除く)
ＴＥＬ	054-355-0086	ＦＡＸ	054-376-4034	特色	平成20年開設、経験豊富な看護師とリハビリスタッフ在籍。併設の看護多機能＋グループホーム「えいむの丘」、隣接の小規模多機能＋グループホーム「えいむの杜」「えいむデイサービス」と連携し、幅広い状態の利用者様に対応可能です。
営業時間	平日・祝日：9時～17時 休日：土曜・日曜・年末年始				
35 静岡清水区	さくらんぼ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社くらしサポート			訪問看護員常勤換算	看護師3.5人
所在地	〒424-0904 静岡市清水区駒越中1丁目17－18			サービス地域	静岡市清水区
ＴＥＬ	054-376-6418	ＦＡＸ	054-376-6930	特色	私たちは、あたたかい看護をめざします。あなたの思いや希望に耳を傾けます。迷うとき、悩むときは一緒に考えます。一緒に泣いて、笑って、あなたらしく生きるお手伝いができたらと考えています。
営業時間	平日：8時30分～17時15分 休日：土・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）				
36 静岡清水区	訪問看護ステーションれん			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社　蓮			訪問看護員常勤換算	看護師4.0人　PT 1.0人
所在地	〒424-0858 静岡市清水区大沢町12－8			サービス地域	静岡市清水区(蒲原地区除く)
ＴＥＬ	054-368-4168	ＦＡＸ	054-368-4184	特色	経験豊富な訪問看護師・理学療法士が対応します。安全かつ安心できる在宅療養生活を支援します。思いやりを大切に、質の高い看護サービスを提供します。私たちは地域社会に貢献し、誠心誠意、看護することを誓います。
営業時間	平日・祝日：9時～17時 休日：土・日曜・年末年始				
37 静岡清水区	クオリティ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する（24時間連絡体制）
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　クオリティ			訪問看護員常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒424-0008 静岡市清水区押切1591			サービス地域	事業所から5km圏内＋清水区指定地区
ＴＥＬ	054-347-0214	ＦＡＸ	054-346-4707	特色	住宅型有料老人ホームに併設しており、看護・介護・福祉と連携し、トータルサポートが可能です。
営業時間	平日：9時～17時				
38 静岡清水区	訪問看護ステーション有度の里			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　恵和会			訪問看護員常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒424-0064 静岡市清水区長崎新田311			サービス地域	静岡市全域
ＴＥＬ	054-344-7731	ＦＡＸ	054-344-7732	特色	難病、精神障害、身体障害を専門性の高い看護師が対応します。制度等の相談も承ります。
営業時間	8時～17時				
39 静岡清水区	訪問看護ステーションいちご			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	ＡＣ　Trust　株式会社			訪問看護員常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒424-0852 静岡市清水区神田町1番34号			サービス地域	静岡市全域
ＴＥＬ	054-376-5215	ＦＡＸ	054-376-5216	特色	一般訪問看護はもとより、精神訪問看護にも”力”を入れております。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土・日曜・祝日				

焼津市・藤枝市
島田市・牧之原市

1 焼津市	**焼津訪問看護ステーション**			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　正心会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.5人　PT　1.0人　OT 0.3人
所在地	〒425-0052 焼津市田尻4番地			サービス地域	焼津市内・藤枝の一部
ＴＥＬ	054-625-0323	ＦＡＸ	054-625-0322	特色	赤ちゃんからお年寄りまで、安心して家で生活できるよう、病気の予防から看取りまでご支援します。訪問リハビリあり、医療処置や難病の人、がん末期の方、精神疾患のある方も訪問致します。緊急時は24時間体制で伺います。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始				
2 焼津市	**焼津市医師会訪問看護ステーション**			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	一般社団法人　焼津市医師会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.3人　PT 2.0人　OT 0.4人
所在地	〒425-0036 焼津市西小川5丁目6-3			サービス地域	焼津市
ＴＥＬ	054-620-8278	ＦＡＸ	054-620-8304	特色	療養者の必要に応じて24時間の体制を整え、疾病や障害をもつ人の在宅医療をサポートしています。
営業時間	平日:9時～17時30分　土曜:9時～12時 休日：日曜・祝日・夏季休暇・年末年始				

3 焼津市	焼津北訪問看護・介護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	特定医療法人　駿甲会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.6人　PT 2.3人　OT 0.5人
所在地	〒425-0091 焼津市八楠3-2-6			サービス地域	焼津市・藤枝市
ＴＥＬ	054-621-2700	ＦＡＸ	054-621-2701	特色	ステーションの質向上のため、ヒヤリハット（はっとしてGOOD!）報告、外部研修参加・内部学習会（ちょこ勉）開催。年に4回機関紙（ほほえみ通信）を地域に発信。看護・介護・リハビリのチームワークで在宅生活を支援致します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日				

4 焼津市	ニチイケアセンター焼津 訪問看護ステーション			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社ニチイ学館			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒425-0036 焼津市西小川3－4－5			サービス地域	焼津市・藤枝市
ＴＥＬ	054-620-8506	ＦＡＸ	054-620-8504	特色	「ご本人はもちろん、介護する方々も安心して在宅生活を送っていただくためにはどうしたらいいか？」を日々考え勉強しながらサービスを提供させていただいています。
営業時間	平日：9時～18時 休日：土曜・日曜				

5 焼津市	訪問看護ステーション「池ちゃん家」			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　池ちゃん家・ドリームケア			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
所在地	〒425-0077 焼津市五ケ堀之内530-3			サービス地域	焼津市・藤枝市
ＴＥＬ	054-620-5556	ＦＡＸ	054-620-5524	特色	不安に思ったことを含め、いつでも連絡がとれ、訪問する体制がとれています。身近で頼りになる看護師としてスキルアップも忘れません。皆様に親しんでいただけるよう日々皆で頑張っています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜　緊急時はいつでも対応				

6 藤枝市	志太訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人　志太会			訪問看護員 常勤換算	看護師10.7人　PT 2.5人　OT 0.8人
所在地	〒421-1131 藤枝市岡部町内谷60-2			サービス地域	藤枝市
ＴＥＬ	054-667-3730	ＦＡＸ	054-667-3740	特色	本人・家族が安心して家で過ごせるよう、24時間緊急連絡体制で支援しています。訪問リハビリは、日常生活の向上を目指し、ご本人の意思を尊重し、ご家族の良き相談相手になれるよう心がけています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

7 藤枝市	医療法人社団大岩内科医院 のぞみ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　大岩内科医院			訪問看護員 常勤換算	看護師3.4人
所在地	〒426-0067 藤枝市前島3-7-5			サービス地域	藤枝市
ＴＥＬ	054-634-3333	ＦＡＸ	054-637-3086	特色	在宅療養生活を安心・安定して送ることができるよう、また、ご家族が安心して介護できるよう、医師・関係機関と連携をとり、支援させていただいています。予防・看取り・難病にも対応させていただきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

8 藤枝市	訪問看護ステーションふじえだ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　藤枝市社会福祉協議会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.9人
所在地	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋83－6			サービス地域	藤枝市
ＴＥＬ	054-643-3524	ＦＡＸ	054-643-3544	特色	在宅療養生活が安心して送られるよう、ご本人やご家族の思いに添いながら看護を提供します。
営業時間	平日：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・祝日				

9 藤枝市	あい訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　和気・アイアイ			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋254-3				
				サービス地域	藤枝市・島田市
ＴＥＬ	054-639-5500	ＦＡＸ	054-644-0205	特色	小児から成人、お年寄りの方を対象に、24時間365日対応しています。難病、精神疾患、自立支援、ターミナルにも対応しています。主治医やケアマネジャーと連携をとりながら、家族が安心して介護できるよう支援しています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日　　24時間対応				
10 藤枝市	訪問看護ステーションフォレスタ藤枝			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　凜和会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.4人　PT 0.2人　OT 1.2人
所在地	〒426-0033 藤枝市小石川町2-8-13				
				サービス地域	藤枝市内
ＴＥＬ	054-647-3833	ＦＡＸ	054-647-3831	特色	看護師・理学療法士、作業療法士によるケアにより、在宅での生活がより安心して過ごせるよう質の高いケアの提供に努めています。高齢者、がん看護、認知症、ターミナルケアにも力を入れています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～１/3				
11 藤枝市	訪問看護ステーション・スポット			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社訪問看護ステーション・スポット			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒426-0011 藤枝市平島114-11				
				サービス地域	焼津市・藤枝市・島田市
ＴＥＬ	054-646-0367	ＦＡＸ	054-689-1841	特色	24時間、365日安心して過ごしていただけるようにお手伝いさせていただきます。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・8/13～8/15・12/30～１/3				
12 島田市	島田市訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	島田市			訪問看護員 常勤換算	保健師2.0人　看護師7.0人
所在地	〒427-0007 島田市野田1200-5				
				サービス地域	島田市（市外は交通費有料）
ＴＥＬ	0547-34-3284	ＦＡＸ	0547-54-5235	特色	ご本人・ご家族の気持ちにそった看護を行います。休日においても計画的な訪問看護を行います。休日・時間外においても、同意を得た利用者については常に対応でき、必要に応じて訪問看護を行います。
営業時間	平日：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
13 島田市	訪問看護ステーションアポロン			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　健祉会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.4人　PT 1.0人　OT 1.0人
所在地	〒427-0034 島田市伊太2170-1				
				サービス地域	島田市（市外は要相談）
ＴＥＬ	0547-37-7042	ＦＡＸ	0547-37-7144	特色	看護師とリハビリスタッフが協同して、利用者・家族のニーズに沿ったサービスの提供をすることをモットーに、また、速やかな対応対処を売りに頑張っています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分				
14 島田市	訪問看護ステーションはーとナース			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	株式会社アクセス			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人
所在地	〒427-0022 島田市本通5丁目4-8				
				サービス地域	島田市・川根本町
ＴＥＬ	0547-36-7272	ＦＡＸ	0547-36-7274	特色	総合病院の経験や介護施設での経験を生かし、実践力のある訪問看護ステーションです。皆で協力し、活発な意見交換をし、看護に生かしています。
営業時間	平日：9時～16時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～１/3				

15 島田市	訪問看護ステーションルピナース島田			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社リンメール			訪問看護員 常勤換算	看護師3.3人
所在地	〒427-0048 島田市旗指534-7　牛尾ビルB棟2F13号			サービス地域	島田市・川根本町
ＴＥＬ	0547-32-9285	ＦＡＸ	0547-32-9286	特色	在宅で療養される方が安心・安楽に過ごせるよう看護を提供します。24時間オンコールで緊急対応します。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～１/3				
16 牧之原市	訪問看護ステーション榛南			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　オール看護小笠			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
所在地	〒421-0421 牧之原市細江3205-1			サービス地域	牧之原市,御前崎市,島田市,菊川市,吉田町
ＴＥＬ	0548-24-0113	ＦＡＸ	0548-24-0114	特色	小児～高齢者まで多様なニーズに対応したサービス提供を行っております。看護師経験が長いスタッフが多いので、看護のことなら何でも安心してご相談下さい。営業時間外でも緊急対応可能です。
営業時間	平日・祝日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始				

磐田市・袋井市・掛川市

菊川市・御前崎市

周智郡

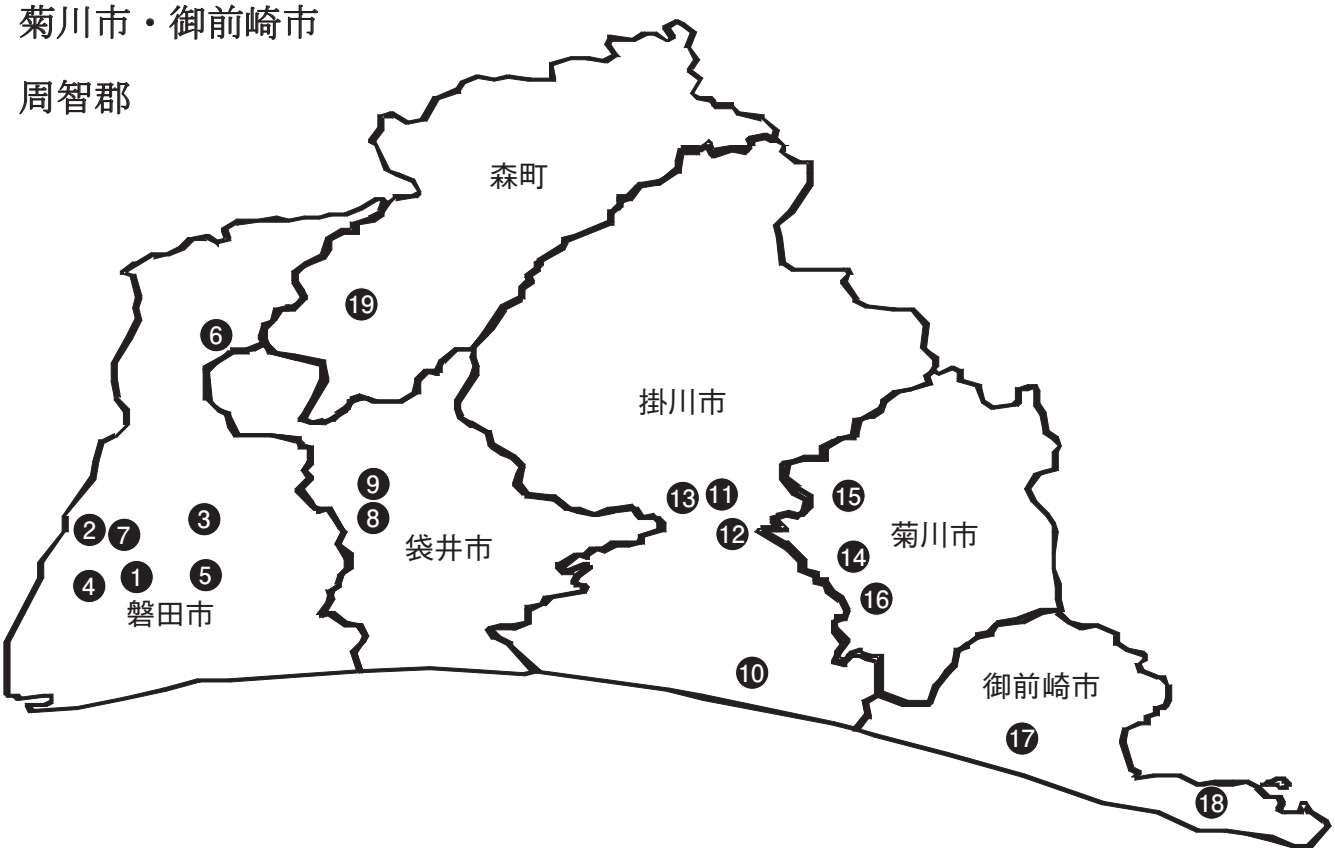

1 磐田市	訪問看護ステーションいわた			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	公益社団法人　静岡県看護協会			訪問看護員 常勤換算	看護師9.6人 PT 1.3人
所在地	〒438-0051 磐田市上大之郷51番地　磐田市急患センター内			サービス地域	磐田市
ＴＥＬ	0538-21-0822	ＦＡＸ	0538-21-0823	特色	安心して在宅で過ごせる様、病院や地域と連携をはかり予防的支援から看取りまでを支えます。経験豊かな看護師が、医療・介護相談やお身体の状態に合った看護を致します。小児・精神・難病の方の看護も致します。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
2 磐田市	訪問看護ステーションとよだ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　恵成会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.8人　PT 0.5人　OT 0.7人
所在地	〒438-0815 磐田市中田663-2			サービス地域	磐田市全域・浜松市東区一部
ＴＥＬ	0538-84-7337	ＦＡＸ	0538-84-7336	特色	利用者が主体性をもって安心して暮らせるように、個別性を重視したケアや関わりをじっくり行い支援します。24時間体制で希望に沿った在宅療養及び看取りを行います。同法人に訪問診療を行う病院があり、緊急対応も可能です。
営業時間	平日・土曜・祝日：9時～17時 休日：日曜・12/30～1/3				
3 磐田市	訪問看護ステーション富士見			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	セントケア静岡　株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師4.3人
所在地	〒438-0086 磐田市見付富士見町439-1			サービス地域	磐田市
ＴＥＬ	0538-39-1060	ＦＡＸ	0538-21-5812	特色	限られた時間の中で、手厚く穏やかな対応を心がけています。明るく優しいスタッフです。
営業時間	平日：9時～18時				

4 磐田市	訪問看護ステーション齋藤			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　齋藤居宅介護支援事業所			訪問看護員 常勤換算	看護師3.1人
所在地	〒438-0202 磐田市高木180-5			サービス地域	磐田市・袋井市・浜松市（南区）
ＴＥＬ	0538-84-7100	ＦＡＸ	0538-67-1701	特色	居宅介護支援事業所、訪問介護と自費ヘルパー、単独障がい児者短期入所施設「さいとうさんち」を併設しています。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・8/13～16・年末年始				
5 磐田市	訪問看護ステーションすずかけ			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	医療法人　弘恵会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒438-0043 磐田市大原2042-4			サービス地域	磐田市・袋井市南部
ＴＥＬ	0538-86-6555	ＦＡＸ	0538-86-6556	特色	療法士と協力したリハビリテーションが充実しています。生活の自立を支えます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
6 磐田市	訪問看護ステーションとこ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社とみだ配管			訪問看護員 常勤換算	看護師2.9人
所在地	〒438-0105 磐田市家田423-2			サービス地域	磐田市・袋井市・森町・天竜区・浜北区
ＴＥＬ	0539-62-9606	ＦＡＸ	0539-62-4321	特色	住み慣れた地域で安心して穏やかな日々を過ごせるよう、利用者様・ご家族に寄り添った支援を致します。
営業時間	平日：8時30分～16時 休日：土曜・日曜・祝日・8/13～8/16・12/29～１/3				
7 磐田市	訪問看護リハビリステーション ケアーズ磐田			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　平成			訪問看護員 常勤換算	看護師3.6人 PT 1.0人 OT 1.3人
所在地	〒438-0077 磐田市国府台62-2			サービス地域	袋井市・掛川・森町・磐田
ＴＥＬ	0538-32-0024	ＦＡＸ	0538-32-0088	特色	看護師とリハビリ（理学療法士・作業療法士）が連携し、ご利用者様に携わることができます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日・お盆・年末年始				
8 袋井市	ｳｪﾙﾗｲﾌ地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ看護センター			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　ウエルライフ			訪問看護員 常勤換算	看護師5.8人　PT 2.6人　OT 3.8人
所在地	〒437-0022 袋井市方丈3丁目2-3			サービス地域	袋井市・磐田市・掛川市・森町・菊川市・浜松市
ＴＥＬ	0538-44-8508	ＦＡＸ	0538-44-8788	特色	看護師、作業療法士、理学療法士が連携して対応しています。療養介護通所“ぬくもり”も併設し、訪問看護との協力体制をとっています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
9 袋井市	トータルケアひかり			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　英明会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人　PT 0.4人　OT 1.0人
所在地	〒437-0063 袋井市田町1-1-15			サービス地域	袋井市
ＴＥＬ	0538-45-1315	ＦＡＸ	0538-45-1215	特色	０歳から高齢者までの方の在宅生活の良き伴走者として、療養者と介護者に寄り添い、24時間の支援をします。心身機能の維持回復目的のリハビリを行います。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

10 掛川市	訪問看護ステーション大東			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	公益社団法人　静岡県看護協会			訪問看護員 常勤換算	看護師7.5人　PT 0.6人
所在地	〒437-1491　掛川市三俣620番地 掛川市南部大東地域健康医療支援センター内			サービス地域	掛川市・御前崎市浜岡地区・菊川市の区域
ＴＥＬ	0537-72-6627	ＦＡＸ	0537-72-6628	特色	医療依存度の高いケース、小児、精神と幅広く訪問しています。掛川市の地域包括ケアシステム、ふくしあ内にあり、多職種で連携しながら様々なケースに対応し、また、在宅医療の啓発等公益活動にも力を入れています。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
11 掛川市	訪問看護ステーション掛川			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	公益社団法人　静岡県看護協会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.7人
所在地	〒436-0083　掛川市薗ケ谷881-1 掛川市東部地域健康医療支援センター内			サービス地域	掛川市・菊川市・御前崎市浜岡地区
ＴＥＬ	0537-62-2755	ＦＡＸ	0537-62-2756	特色	医療依存度の高いケース、小児、精神と幅広く訪問しています。掛川市の地域包括ケアシステム、ふくしあ内にあり、多職種で連携しながら様々なケースに対応し、また、在宅医療の啓発等公益活動にも力を入れています。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
12 掛川市	ケアステーション明日香			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　綾和会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人　PT 6.0人　ST 1.0人
所在地	〒436-0030 掛川市杉谷南1-1-30			サービス地域	掛川・袋井・磐田・菊川・御前崎・森町
ＴＥＬ	0537-62-3115	ＦＡＸ	0537-62-3117	特色	小児から高齢者まで年齢を問わず、おひとりおひとりがご自宅で穏やかに過ごせるよう「寄り添える看護」を目指しています。また在宅でのリハビリに対応します。
営業時間	平日・土曜：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・年末年始				
13 掛川市	訪問看護ステーションルピナース			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　リンメール			訪問看護員 常勤換算	看護師6.3人
所在地	〒436-0043 掛川市大池2931-1			サービス地域	掛川市・袋井市・森町
ＴＥＬ	0537-28-8276	ＦＡＸ	0537-28-8074	特色	在宅で療養される方が安心・安楽に過ごせるよう看護を提供します。24時間オンコールで、緊急対応します。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）				
14 菊川市	訪問看護ステーション小笠			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　オール看護小笠			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人
所在地	〒437-1521 菊川市上平川293			サービス地域	菊川市・掛川市・御前崎市・牧之原市
ＴＥＬ	0537-75-0123	ＦＡＸ	0537-75-0124	特色	当ステーションの訪問看護は、小児・高齢者・自立支援の方など、さまざまなニーズに対応しております。ご利用者様及びご家族様が安心して利用頂けるサービス提供をスタッフ全員が真剣に考え訪問看護を行っています。
営業時間	平日・祝日：8時30分～17時30分 営業時間外でも緊急対応可能				
15 菊川市	きくがわ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人菊川市社会福祉協議会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.3人
所在地	〒439-0019 菊川市半済1865			サービス地域	菊川市
ＴＥＬ	0537-37-1114	ＦＡＸ	0537-37-1115	特色	社協の基本理念「安心していきいき暮らせるまちづくり」を念頭に「皆様に満足して頂ける仕事をする」ことをモットーに24時間体制で在宅療養者、ご家族を支援します。スタッフ一同安心と笑顔を皆様に届けます。
営業時間	平日・祝日：9時～17時 休日：土曜・日曜・12/29～1/3				

西部

16 菊川市	静岡県厚生農業協同組合連合会 訪問看護ステーション夢咲			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.3人 PT 0.1人
所在地	〒437-1514 菊川市下平川6265			サービス地域	掛川市(旧大須賀町,旧大東町)菊川市・御前崎市(旧浜岡町)
ＴＥＬ	0537-73-1320	ＦＡＸ	0537-75-0660	特色	菊川市のJA遠州夢咲本店敷地内に事務所があり、看護師が「温かな看護」をモットーに訪問看護を行っています。また、週1回（水曜日）に、遠州病院の理学療法士・作業療法士による訪問リハビリを行っています。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・年末年始				
17 御前崎市	訪問看護ステーションはまおか			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	御前崎市			訪問看護員 常勤換算	看護師6.7人
所在地	〒437-1688 御前崎市池新田2070			サービス地域	御前崎市・旧大東町・旧小笠町・牧之原市一部
ＴＥＬ	0537-86-8876	ＦＡＸ	0537-85-7436	特色	市立御前崎総合病院・老健施設に併設されスムーズな連携が図れ、医療ニーズの高い方にもタイムリーな対応ができます。利用者・家族の人生に寄り添い意思決定支援を行い、個別性のある看護を提供しています。
営業時間	平日・祝日：8時15分～17時 休日：土曜・日曜				
18 御前崎市	訪問看護ステーション日夜			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社日夜			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒437-1622 御前崎市白羽5911-1			サービス地域	
ＴＥＬ	0548-23-5100	ＦＡＸ	0548-23-5100	特色	
営業時間					
19 周智郡	森町訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	森町			訪問看護員 常勤換算	看護師6.5人　PT 1.0人　OT 1.0人
所在地	〒437-0214 周智郡森町草ケ谷391-1			サービス地域	森町・袋井・掛川・磐田(片道30分)
ＴＥＬ	0538-85-3862	ＦＡＸ	0538-85-2208	特色	「その人がその人らしく安心・安全に在宅生活が継続できる」ために、在宅への移行期から看取りまで、療養者様・ご家族様の生活を支援します。
営業時間	平日：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・祭日				

浜松市・湖西市

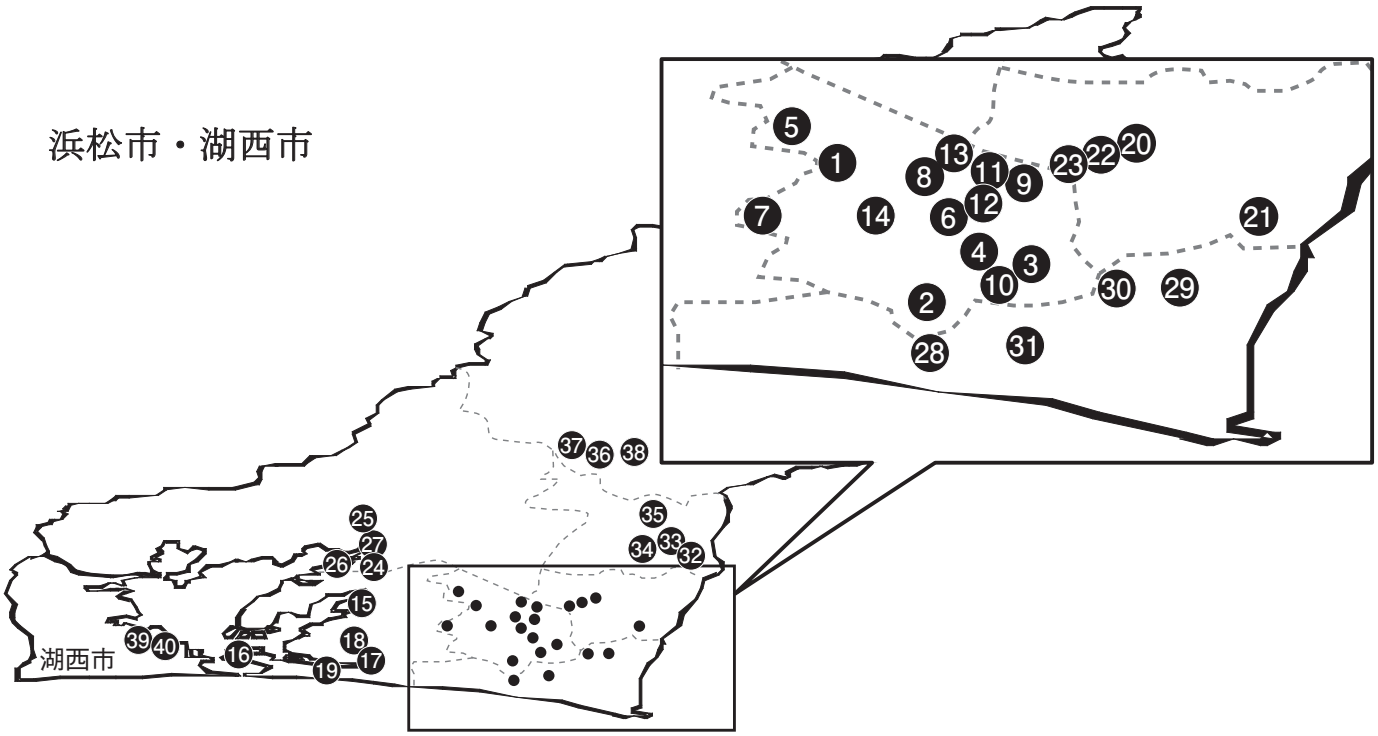

1 浜松中区	訪問看護ステーション住吉			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師10.5人　PT 1.6人　OT 0.5人
所在地	〒433-8125 浜松市中区和合町555番地			サービス地域	聖隷浜松病院～佐鳴湖周辺の中区・西区エリア
TEL	053-475-0033	FAX	053-474-0033	特色	小児から高齢者、予防的関わりから在宅看取り、難病やがんの末期、人工呼吸器など医療依存度の高い方など、看護・リハビリが必要な方が住み慣れた地域でいきいきと望む暮らしができるよう支援しています。
営業時間	月～土：8時30分～17時　土曜日は要相談 休日：年末年始(12/29～1/3)				
2 浜松中区	訪問看護ステーション浅田			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	保健師1.7人　看護師7.5人　PT 2.4人
所在地	〒432-8045 浜松市中区西浅田一丁目9番9号			サービス地域	浜松市南区全域・中区の一部・西区の一部
TEL	053-441-8868	FAX	053-441-8867	特色	小児・ターミナル・特定疾患等のご利用者が多く利用されていますが、リハビリにも力を入れており、リハビリの常勤スタッフも勤務しています。
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：年末年始(12/29～1/3)				
3 浜松中区	訪問看護ステーションあすなろ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師7.2人 PT 1.2人
所在地	〒430-0807 浜松市中区佐藤一丁目22-22			サービス地域	浜松市中区・南区・東区、その他応相談
TEL	053-465-5662	FAX	053-465-5664	特色	小児から高齢者まで幅広い年齢層への訪問看護が可能です。
営業時間	平日：8時30分～16時45分　土曜：8時30分～12時45分 休日：日曜・祝日				
4 浜松中区	訪問看護ステーションときわ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
所在地	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目1番1号			サービス地域	浜松市中区・東区・南区（舞阪・雄踏除く）・北区（細江・引佐・三ケ日除く）
TEL	053-401-0100	FAX	053-401-0083	特色	介護予防から医療処置まで、在宅看護にやりがいを持っているスタッフで、あたたかなサービスを提供しています。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・12/30～1/3				

西部

5 浜松中区	訪問看護ステーション高丘			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師8.7人　PT 4.5人
所在地	〒433-8118 浜松市中区高丘西一丁目17番23号			サービス地域	浜松市中区周辺
ＴＥＬ	053-414-0800	ＦＡＸ	053-420-0130	特色	小児からターミナルまで受け入れ可能です。リハビリ職員の配置を多くし、リハビリのニーズに幅広く応えられるようにしています。看護師とリハスタッフが連携し、利用者様の“こうしたい！”を支援しています。
営業時間	平日・土曜・祝日：8時30分～17時30分 休日：日曜・12/29～1/3				
6 浜松中区	訪問看護ステーション高林			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	日本赤十字社静岡県支部			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人　PT 0.5人　OT 0.5人
所在地	〒430-0907 浜松市中区高林一丁目8番10号			サービス地域	浜松市中区・北区・南区・東区片道8km以上は要相談
ＴＥＬ	053-475-8839	ＦＡＸ	053-475-8799	特色	浜松赤十字病院が母体となります。スタッフは病棟で多くの経験を積んで、豊富な知識を基に訪問看護に臨んでいます。また、利用者さんやご家族との信頼関係を大切にしています。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
7 浜松中区	訪問看護ステーション富塚			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	セントケア静岡　株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師7.3人
所在地	〒432-8002 浜松市中区富塚町2059-3　ヒノデビル2F			サービス地域	浜松市（東区・中区・西区・南区）
ＴＥＬ	053-476-5111	ＦＡＸ	053-476-1862	特色	「いろいろな苦痛を緩和する」を目標に、ご本人、ご家族とともに考え支援していく姿勢で実践して行きます。
営業時間	平日・祝日：9時～18時 休日：土曜・日曜　（状態により訪問相談可）				
8 浜松中区	訪問看護ステーション住吉第二			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師6.5人　PT 1.0人
所在地	〒430-0906 浜松市中区住吉二丁目24-4			サービス地域	浜松市中区（住吉以東）・東区全域
ＴＥＬ	053-479-0001	ＦＡＸ	053-416-1235	特色	高齢者だけでなく、小児・難病・がん末期など医療保険での利用者が多い事業所です。いつでも、どのような方にも対応できるようにメンバー一人ひとりが学習し、実践能力の向上に励んでいます。
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・年末年始(12/29～1/3)				
9 浜松中区	訪問看護ステーション遠州上島			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　アイケア			訪問看護員 常勤換算	保健師1.0人　看護師3.2人　OT 1.0人
所在地	〒433-8122 浜松市中区上島5-12-1			サービス地域	浜松市全域
ＴＥＬ	053-471-3311	ＦＡＸ	053-475-8888	特色	担当制をとっています。作業療法士と連携し、リハビリにも力を入れ、急性期・慢性期の対応にも力を入れています。
営業時間	8時30分～17時30分 休日なし				
10 浜松中区	訪問看護ステーション長上苑			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　七恵会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒430-0856 浜松市中区中島2-7-8　ケアガーデン長上苑内			サービス地域	浜松市中区・東区・南区を中心に
ＴＥＬ	053-411-0019	ＦＡＸ	053-467-5551	特色	ケアガーデンの3階に事業所を構え、1～2階が保育園、3～5階がサービス付き高齢者住宅になり、利用者様の訪問も行っております。経験豊かなスタッフが、明るい笑顔と優しい手と心で支援させていただいております。
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 祝日・土曜日も営業しております				

11 浜松中区	訪問看護ステーション上島			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　マザーズナーシングケア			訪問看護員 常勤換算	看護師5.1人
所在地	〒433-8122 浜松市中区上島7-13-18			サービス地域	浜松市中区・東区・北区の一部
ＴＥＬ	053-474-1302	ＦＡＸ	053-474-1339	特色	お客様のニーズに応じた、きめ細やかなサービスを提供し、安心して在宅で生活できるよう支援します。
営業時間	月～土：8時～18時 休日：日曜・年末年始(12/30～1/3)				
12 浜松中区	四ツ池訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	NPO法人　ライフシポー			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒433-8122 浜松市中区上島6-25-22　三国ビル2F			サービス地域	旧浜松市
ＴＥＬ	053-412-1678	ＦＡＸ	053-474-7717	特色	担当制をとり、私の看護師を目指しています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日　状況に応じ対応可				
13 浜松中区	訪問看護ステーション小豆餅			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	株式会社メンタルアクション浜松			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
所在地	〒433-8113 浜松市中区小豆餅2丁目9-13			サービス地域	浜松市中区・東区・南区、西区・北区・浜北区。湖西市・磐田市の一部
ＴＥＬ	053-488-4402	ＦＡＸ	053-488-4403	特色	精神疾患を抱えている方に特化した訪問看護支援を行っています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜				
14 浜松中区	櫻乃苑　浜松冨塚			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	株式会社　知創			訪問看護員 常勤換算	看護師6.1人　PT 0.3人
所在地	〒432-8002 浜松市中区富塚町1040-3			サービス地域	浜松市中区
ＴＥＬ	053-475-0939	ＦＡＸ	053-475-0940	特色	病状が安定期にある利用者様について、看護師・理学療法士がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。
営業時間	8時30分～17時30分 休日なし				
15 浜松西区	伊佐見訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　和恵会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.7人　PT 1.0人　OT 1.0人
所在地	〒431-1111 浜松市西区伊左地町8156番地			サービス地域	浜松市（萩丘、冨塚、三方原、花川、神久呂、入野、伊佐見、和地、庄内、篠原、雄踏、舞阪）
ＴＥＬ	053-486-3883	ＦＡＸ	053-484-3338	特色	当ステーションは、平成9年に開設し、多くの利用者様に対応してきました。看護師・リハビリは経験もあり、安心と安全、平等を方針とし、24時間365日対応も頑張っております。
営業時間	月～土曜：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・12/31～1/3				
16 浜松西区	訪問看護ステーションまいさか			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　山仁会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人　PT 0.2人
所在地	〒431-0212 浜松市西区舞阪町長十新田98-1			サービス地域	浜松市西区（距離により交通費有り）・湖西市
ＴＥＬ	053-596-1116	ＦＡＸ	053-596-1666	特色	最近の医療体制の中、医療依存度の高い状況であっても在宅での生活をせざるを得ない本人・家族も多く、緩和ケア・手間のかかる医療援助を必要とされるケースが多々あり、本人・家族の不安が少しでも和らぎ、安心して在宅で生活できるように看護の力で心ある支援をしていきたいと思っています。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日				

17 浜松西区	訪問看護ステーション入野			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　和恵会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.9人　PT 1.0人　OT 1.0人
所在地	〒432-8061 浜松市西区入野町6417番地			サービス地域	浜松市中区・西区・南区
ＴＥＬ	053-440-3000	ＦＡＸ	053-440-1551	特色	住み慣れたご自宅で安心して生活できるよう24時間体制で、看護と介護支援していきます。理学療法士・作業療法士による訪問リハビリも対応します。
営業時間	平日・土曜：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・年末年始12/31～1/3				

18 浜松西区	訪問看護ステーション大平台			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　三幸会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.9人
所在地	〒432-8068 浜松市西区大平台一丁目34番30号			サービス地域	浜松市中区・西区・南区
ＴＥＬ	053-485-1136	ＦＡＸ	053-485-5428	特色	小規模の事業所ですが、ご本人様がご家族とともに自宅で安心して過ごせるよう援助していきます。また、可能な範囲でご希望にお応えしていきます。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始(12/31～1/2)				

19 浜松西区	訪問看護ステーション篠原			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	HELIOS　株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人　PT 2.0人
所在地	〒431-0201 浜松市西区篠原町1144-18			サービス地域	浜松市西区
ＴＥＬ	053-445-0077	ＦＡＸ	053-445-0030	特色	有料老人ホームに併設し、少人数ですが介護スタッフと協力しながら、利用者様が安心して生き生きとその人らしく暮らせるように、健康管理・生活支援・ターミナルケアを行っています。呼吸・循環器専門資格をもったPTが在籍しております。
営業時間	月～土曜：8時30分～17時30分				

20 浜松東区	訪問看護ステーション大瀬			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　盛翔会			訪問看護員 常勤換算	保健師1.0人　看護師2.2人
所在地	〒431-3113 浜松市東区大瀬町1558番地			サービス地域	浜松市東区・浜北区の一部
ＴＥＬ	053-431-4450	ＦＡＸ	053-431-4451	特色	同一法人内の在宅診療部の医師や看護師と6つの介護保険事業所から成る在宅介護支援グループ内の関係部署との連携を密にとりながら、利用者様、ご家族の療養生活をサポートさせていただいています。
営業時間	平日：8時30分～17時　土曜：8時30分～12時30分 休日：土曜午後・日曜・祝日・12/29午後～1/3				

21 浜松東区	訪問看護ステーション安間			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　八生会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人
所在地	〒435-0012 浜松市東区安間町55-8			サービス地域	浜松市東区・中区・南区・磐田市一部
ＴＥＬ	053-421-3096	ＦＡＸ	053-423-1263	特色	7人の看護師で対応します。看護体制強化加算が算定できる体制です。包括支援センターや居宅も近く、情報交換を密にしています。カンファレンスにも積極的に参加しています。
営業時間	月～土：9時30分～17時30分 休日：日曜・年末年始(12/29～1/3)				

22 浜松東区	訪問看護ステーション早出			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　岡崎会			訪問看護員 常勤換算	保健師1.0人　看護師1.8人
所在地	〒431-3122 浜松市東区有玉南町1436			サービス地域	浜松市中区・東区
ＴＥＬ	053-432-5700	ＦＡＸ	053-432-5701	特色	小規模ではありますが、質の高い看護を提供していきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				

23 浜松東区	訪問看護ステーション有玉			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	リリーズ株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師3.6人
所在地	〒431-3122 浜松市東区有玉南町2421-3			サービス地域	浜松市(北区は要相談)
ＴＥＬ	053-412-5535	ＦＡＸ	053-412-5530	特色	安心して生活を継続できるよう「訪問看護」という形でお手伝いをさせて頂いております。ご利用者様の笑顔を守るケアにつなげて、より良い看護を提供できるよう心がけています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜				
24 浜松北区	訪問看護ステーション細江			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師10.3人　PT 1.7人
所在地	〒433-8105 浜松市北区三方原町3453			サービス地域	浜松市北区・西区の一部
ＴＥＬ	053-439-1133	ＦＡＸ	053-414-5100	特色	小児から高齢の方、予防のリハビリから自宅での看取りまで、どんな状態の方にも訪問します。浜松市北区で「病を持っても安心して生活できる」ための支援を心をこめて行います。聖隷三方原病院との連携も活発に行っています。
営業時間	平日・土曜：8時30分～17時				
25 浜松北区	引佐赤十字 訪問看護ステーションコスモス			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	日本赤十字社静岡県支部			訪問看護員 常勤換算	看護師4.9人　PT 0.9人
所在地	〒431-2213 浜松市北区引佐町金指1015-4			サービス地域	浜松市北区
ＴＥＬ	053-542-3830	ＦＡＸ	053-542-0498	特色	「きめ細やかな対応で大きな安心」をモットーに利用者様が在宅で安心した療養生活が送れるように、緊急時の訪問にも対応します。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3・創立記念日6/1				
26 浜松北区	訪問看護ステーション三方原			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師12.0人　PT 2.4人
所在地	〒433-8105 浜松市北区三方原町509-1			サービス地域	浜松市北区三方原周囲を中心に有玉、葵西、半田、花川、都田周辺
ＴＥＬ	053-482-9013	ＦＡＸ	053-420-2525	特色	小児から高齢者まで幅広い年齢層への訪問看護が可能です。どのような疾患をお持ちでも、丁寧に訪問させて頂きます。特に緩和ケアをより深め在宅生活を支えます。また新卒看護師を採用し「新人教育」にも力を入れています。
営業時間	平日：8時30分～17時 土・日・営業時間外は、契約に応じて対応致します				
27 浜松北区	訪問看護ステーション不動平			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	株式会社　ぽっけ			訪問看護員 常勤換算	保健師1.0人　看護師4.6人　OT 2.0人
所在地	〒431-1304 浜松市北区細江町中川7172-100			サービス地域	浜松市全域（天竜区は要相談）
ＴＥＬ	053-523-0055	ＦＡＸ	053-523-0015	特色	精神疾患に特化した訪問看護ステーションです。保健師、看護師、作業療法士が連携し「その人らしく」地域で生き生きと生活していくことを支援します。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
28 浜松南区	訪問看護ステーション白脇			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　和恵会			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人　PT 1.0人
所在地	〒432-8053 浜松市南区法枝町248-3			サービス地域	浜松市中央区・南区
ＴＥＬ	053-444-3030	ＦＡＸ	053-444-3005	特色	在宅生活が安心して過ごせるよう、リハビリスタッフが時には同行してアドバイスをもらっています。また、カンファレンスして統一したケアを提供しています。
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・12/31～1/3				

29 浜松南区	ニチイケアセンター南浜松 訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社ニチイ学館			訪問看護員 常勤換算	看護師5.3人
所在地	〒435-0038 浜松市南区三和町776-1			サービス地域	浜松市南区、中区、東区、西区
ＴＥＬ	053-468-6814	ＦＡＸ	053-468-0823	特色	トータル介護サービスとして在宅生活を支えます。
営業時間	月～金・祝日：9時～18時 休日：土曜・日曜（相談に応じます）				
30 浜松南区	訪問看護ステーション頭陀寺			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社　田中屋産業			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人　PT 8.9人　OT 5.9人
所在地	〒430-0817 浜松市南区頭陀寺町332-8			サービス地域	浜松市（天竜区を除く）・磐田市と湖西市の一部
ＴＥＬ	053-468-1350	ＦＡＸ	053-468-1351	特色	経験豊富な看護師の訪問はもとより、理学療法士・作業療法士がご自宅に訪問して、良質なリハビリテーションを提供します。当法人は、医療・介護保険事業の活動を通じ、健康的な地域社会の実現を目指しています。
営業時間	平日・土曜(一部)・祝日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜				
31 浜松南区	訪問看護ステーションしろわ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社　オルトア			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人　PT 1.0人
所在地	〒430-0846 浜松市南区白羽町612-1			サービス地域	南区・西区・中区・東区
ＴＥＬ	053-442-7233	ＦＡＸ	053-444-2664	特色	高齢者のO_2量を多く取り入れるために呼吸筋リハビリを施行。スタッフ全員が一丸となり、安心・安全に在宅生活が維持できるように関わっています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜				
32 浜松浜北区	訪問看護ステーション貴布祢			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師7.3人　PT 1.0人　OT 0.9人
所在地	〒434-0023 浜松市浜北区高薗208-2			サービス地域	浜松市浜北区・東区と磐田市の一部
ＴＥＬ	053-546-3388	ＦＡＸ	053-546-3390	特色	浜北区・東区一部、磐田市の一部を訪問しています。在宅での看取りや神経難病、小児など重度の方も対応しています。
営業時間	月～金：8時30分～17時				
33 浜松浜北区	日赤訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	日本赤十字社静岡県支部			訪問看護員 常勤換算	看護師5.4人　PT 0.5人　OT 0.4人
所在地	〒434-0026 浜松市浜北区東美薗994			サービス地域	浜北区・東区・磐田市一部・天竜区一部
ＴＥＬ	053-585-3676	ＦＡＸ	053-585-3677	特色	母体である浜松赤十字病院の各種認定看護師と連携し、いろいろな処置や相談が可能です。浜松赤十字病院に限らず、市内の病院から在宅へ退院される際には、事前にカンファレンスに参加させていただくよう心がけています。
営業時間	月～金：8時30分～17時 休日：土・日・祝・年末年始				
34 浜松浜北区	生協訪問看護ステーションあおぞら			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	浜北医療生活協同組合			訪問看護員 常勤換算	看護師5.2人
所在地	〒434-0034 浜松市浜北区高畑213-3			サービス地域	浜松市浜北区・東区・中区・磐田市
ＴＥＬ	053-586-8723	ＦＡＸ	053-585-2708	特色	利用者さん、ご家族を中心に、他の医療・福祉関係者と連携をとり、安心・安全な看護、優しくあたたかな看護を提供しています。
営業時間	平日：8時30分～16時45分　土曜：8時30分～12時45分 休日：日曜・祝日・年末年始				

35 浜松浜北区	訪問看護ステーションあんしん			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団　大法会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.9人　PT 0.1人　OT 0.2人
所在地	〒434-0012 浜松市浜北区中瀬3832-1			サービス地域	浜松市浜北区・東区・天竜区（旧水窪・旧春野・旧竜山除く）磐田市
ＴＥＬ	053-588-3900	ＦＡＸ	053-588-2513	特色	精神疾患・認知症・難病・ターミナルの高齢者を中心に、利用者様が住み慣れた家庭において、安心して生活が送られるよう支援しています。
営業時間	月～金：8時30分～17時 土曜・日曜・祝日・年末年始は必要に応じ対応します				
36 浜松天竜区	訪問看護ステーション天竜			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人　弘遠会			訪問看護員 常勤換算	看護師9.1人　PT 0.8人　OT 1.8人
所在地	〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣2396-56			サービス地域	天竜区（一部除く）・旧豊岡村・浜北区北部
ＴＥＬ	053-925-0031	ＦＡＸ	053-925-0030	特色	対象は乳幼児から高齢者、脳血管疾患や難病・がん・精神疾患や中途障害の方と様々です。健康状態の確認、薬の確認、日常のケア、認知症看護、リハビリテーション等を行います。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祭日・5/3～5/5・12/30～1/3				
37 浜松天竜区	天竜厚生会訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人　天竜厚生会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人　PT　1.0人
所在地	〒431-3492 浜松市天竜区渡ヶ島221			サービス地域	浜松市(旧浜北市・天竜市・龍山村)磐田市(旧豊岡村)水窪・佐久間町の一部
ＴＥＬ	053-583-1362	ＦＡＸ	053-583-1293	特色	サービス事業所の少ない北遠地域において、体調管理やリハビリ、筋力維持のための運動等を行うことで、ご利用者様が少しでも住み慣れた地域社会や家庭において安定した療養生活を送れるようサービスを提供します。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
38 浜松天竜区	櫻乃苑　浜松天竜			緊急時対応	対応しない
				ターミナルケア	対応しない
設置主体	株式会社　知創			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人　PT　0.4人
所在地	〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣56-1			サービス地域	浜松市天竜区、浜北区
ＴＥＬ	053-925-0939	ＦＡＸ	053-925-0938	特色	病状が安定期にある利用者について、看護師・理学療法士が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。
営業時間	8時30分～17時30分 休日なし				
39 湖西市	訪問看護ステーションはまな			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人　浜名会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.1人　PT 1.0人　OT 1.0人
所在地	〒431-0423 湖西市新所岡崎梅田入会地字藤ヶ池15-70			サービス地域	湖西市全域・豊橋市中原町,豊清町,原町,大脇町
ＴＥＬ	053-573-0333	ＦＡＸ	053-573-0322	特色	「笑顔と真心」をモットーに、ご自宅で安心して生活が送れるよう援助していきます。緊急時にも対応し、利用者様に満足して頂けるよう、きめ細やかな看護を実践します。
営業時間	平日：8時45分～18時15分　木・土曜：8時45分～12時45分 休日：日・祝・木と土曜の午後・法人の定める休日				
40 湖西市	湖西市訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	湖西市			訪問看護員 常勤換算	看護師4.2人
所在地	〒431-0442 湖西市古見1044			サービス地域	湖西市
ＴＥＬ	053-574-2940	ＦＡＸ	053-574-2941	特色	精神科訪問、難病、在宅での看取りなど幅広く訪問しています。地域の皆様が住み慣れた地域で、安心して療養できるようお手伝い致します。
営業時間	平日：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				

訪問看護活用ガイド

発行者　一般社団法人
静岡県訪問看護ステーション協議会

〒420-0043
静岡市葵区川辺町二丁目 4 番地の 13
常葉サテライトビル 3 階
TEL　054-275-3339
FAX　054-275-3338
E-mail　sizuokahoumonst@cy.tnc.ne.jp